

事業概要

令和 6 年度



広島県西部厚生環境事務所広島支所

広島県西部保健所広島支所

目 次

I 概 況

1	管内の概況	1
2	管内地図	2
3	市町別主要指標	3
4	行政組織・業務の内容	4
5	沿革	5
6	常設の相談等の実施計画	7

II 主要事業の概要

1	地域保健福祉対策	8
2	医療対策	9
3	災害対策	10
4	母子・父子・寡婦福祉対策	10
5	地域支援対策	10
6	健康づくり対策	11
7	栄養改善対策	12
8	結核・感染症対策	12
9	肝炎対策	13
10	歯科保健対策	14
11	精神保健福祉対策	14
12	難病対策	15
13	母子保健対策	15
14	食品衛生対策	16
15	狂犬病予防対策	17
16	薬事関係対策	17
17	環境保全対策	18
18	廃棄物対策	19

Ⅲ 資 料

管内の状況一覧	20
---------	----

地 域 保 健 福 祉 対 策

(1) 保健福祉関係学生の実習受入れ状況	22
(2) 市町の職員に対する研修・指導の状況	23
(3) 圏域地域保健対策協議会の状況	24

児 童 ・ 母 子 ・ 父 子 ・ 寡 婦 福 祉 対 策

(1) 母子福祉資金の貸付状況	26
(2) 父子福祉資金の貸付状況	27
(3) 寡婦福祉資金の貸付状況	28

医 療 対 策

(1) 病院・診療所の状況	29
(2) 立入検査及び使用許可件数	29

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況	30
(2) 食品表示及び、健康増進法に基づく立入検査等件数及び相談・指導状況	31
(3) 健康増進事業実施状況	31
(4) 健康生活応援店の状況	32
(5) 食育圏域連絡会議開催状況	33
(6) 受動喫煙の報告状況	34

感 染 症 対 策

(1) 感染症発生状況	35
(2) 結核の状況	36
(3) 感染症発生に伴う指導状況	39
(4) 新型インフルエンザ等の連絡会議開催状況	40
(5) エイズ相談及びH I V抗原抗体検査・梅毒検査の状況	40
(6) 健康教育実施状況	40
(7) 肝炎相談件数、肝炎ウイルス検査の実施状況、肝炎治療受給者証の交付状況及びがん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の交付状況	41

歯 科 保 健 対 策

- (1) 訪問指導等の状況 42
- (2) 相談事業の状況 42
- (3) 市町指導・支援の状況 42

精 神 保 健 福 祉 対 策

- (1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況 43
- (2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況 43
- (3) 組織育成支援状況 43
- (4) 相談指導実施状況 44
- (5) 家庭訪問指導状況 45
- (6) 個別事例検討会 46
- (7) 普及啓発・人材養成実施状況 47

難 病 対 策 等

- (1) 特定医療費（指定難病）の承認状況 48
- (2) 特定疾患治療研究事業の承認状況 55
- (3) 小児慢性特定疾病医療費助成の状況 55
- (4) 長期療養児療育相談指導の実施状況 56
- (5) 相談事業の実施状況 56
- (6) 電話相談及び面接相談等の状況 57
- (7) 家庭訪問指導の状況 57
- (8) 患者・家族に対する学習会の実施状況 57
- (9) 在宅医療支援計画策定・評価会議の開催状況 58
- (10) アレルギー疾患相談事業等実施状況 58
- (11) アスベスト相談状況 59
- (12) 森永ひ素ミルク患者対策 59

母 子 保 健 対 策

- (1) 特定不妊治療助成（経過措置）の申請状況 60
- (2) 特定不妊治療助成（先進医療）の申請状況 60
- (3) 不妊検査費等助成の申請状況 60
- (4) 先天性代謝異常等検査結果指導状況 60

食 品 衛 生 対 策

- (1) 施設数の状況 61
- (2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況 64

(3) 食品衛生監視指導状況	65
(4) 食品収去検査状況	68
(5) 集団食中毒発生状況	69

生活衛生対策等

狂犬病予防業務の状況	69
------------------	----

薬事対策

(1) 薬事監視指導状況	70
(2) 毒劇物監視指導状況	71
(3) 麻薬・覚醒剤立入検査状況	72
(4) 医薬品収去検査状況	73
(5) 家庭用品の試買検査状況	73
(6) 献血状況	74

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況	75
(2) 土壌汚染対策の状況	75
(3) フロン排出抑制法 登録事業者登録状況	76
(4) 公害苦情事案の取扱状況	76
(5) 水質事故事案の取扱状況	76
(6) 大気汚染測定項目(常設)一覧表	77
(7) 環境調査の実施状況	78

廃棄物対策

(1) 一般廃棄物処理施設等立入検査状況	79
(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況	80
(3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況	81
(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等	81
(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況	82
(6) 産業廃棄物に係る協議等	83

その他の資料

管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧	84
-----------------------------	----

I 概況

1 管内の概況

当所は、平成 21 年 4 月 1 日に地域事務所再編に伴い、西部厚生環境事務所・西部保健所の支所として、新たに設置され、県の南部に位置する海田地域（安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町）と県の北西部に位置する芸北地域（安芸高田市、山県郡安芸太田町、北広島町）の 1 市 6 町を管轄区域としている。管内の面積は 1,599.45k m²で、総人口は 165,210 人（令和 6 年 1 月 1 日現在）となっている。

海田地域は、面積は 73.65k m²で、人口は 117,608 人となっており、前年度に比べ僅かな減少が見られた。

4 町は、従来から、生活、産業などのあらゆる面で隣接する広島市との結びつきが強く、広島市の都市機能の拡充に伴い就業人口の増加が今後見込まれるなど、広島市と一体的な生活圏を形成しながら発展してきている。

交通機関としては、鉄道では、府中町、海田町及び坂町を走る JR 山陽本線及び呉線があり、道路では国道 2 号及び 31 号をはじめ、広島呉道路、広島熊野道路、広島高速 1 号線（安芸府中道路）、広島高速 2 号線（府中仁保道路）及び東広島バイパスなどが整備され、県東部、呉地域及び広島市との結節点として交通の要衝となっている。

産業では、大手自動車メーカーやその関連した中小の製造業のほか、大型ショッピングセンターなどの卸・小売業のサービス業等が数多く立地している。また、海田湾埋立て工事により造成された流通団地は生産材の流通拠点となっている。その他、伝統産業としては、「熊野町の筆づくり」が有名である。

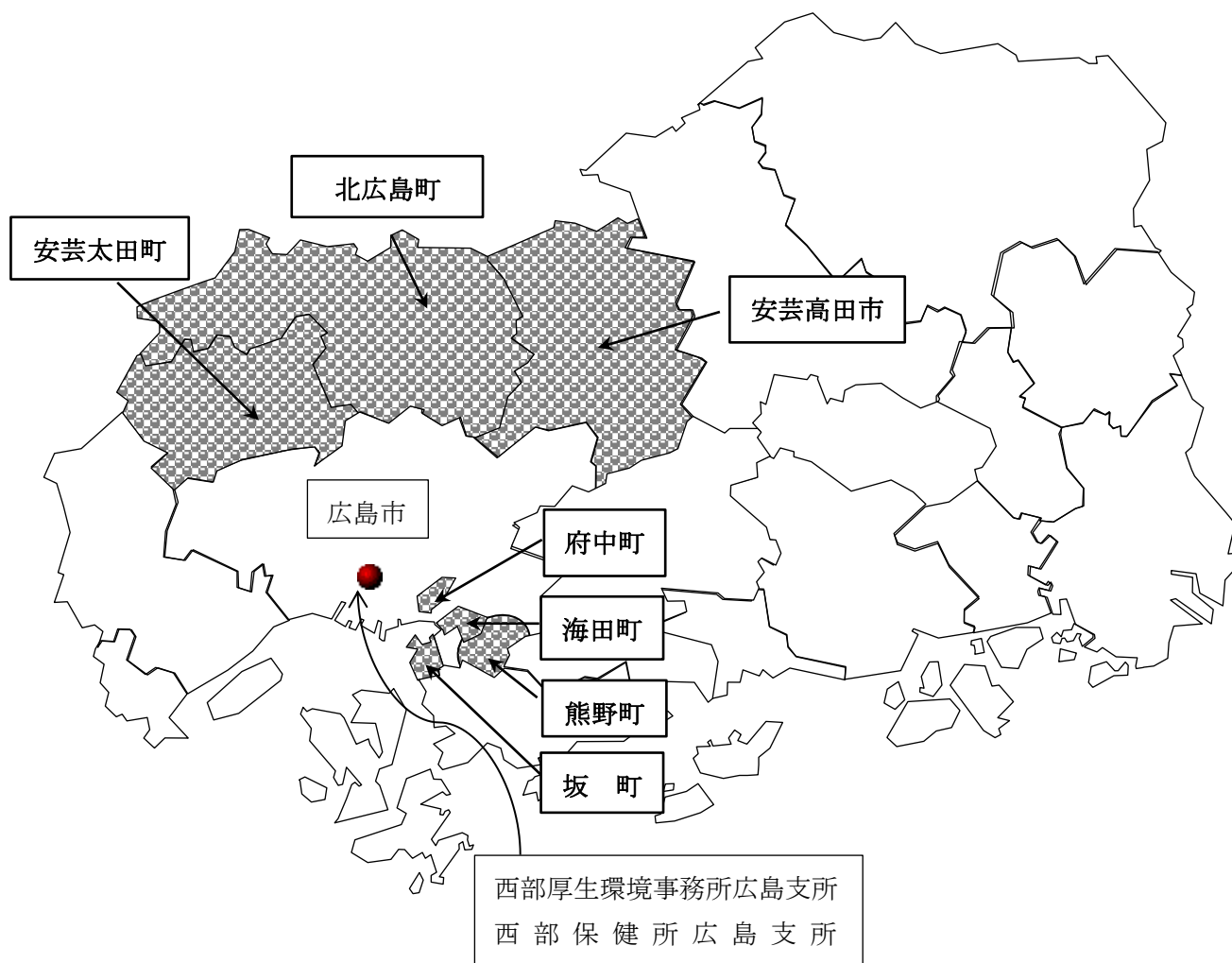
芸北地域は、面積は 1,525.8k m²で、人口は、47,602 人となっており、長期的に減少傾向が続いている。また、高齢化も進んでおり、総人口に占める 65 歳以上の人口の割合（高齢化率）は 45.3%である。

主要河川は、瀬戸内海へ流れる太田川と、日本海へ流れる江の川がある。両河川とも水量が豊富で、太田川上流には樽床ダム、温井ダム等があり、江の川上流には土師ダムがあり、工業・農業・水道用水及び発電に利用されている。

交通機関としては、鉄道では、安芸高田市を走る JR 芸備線があり、道路では安芸高田市内の国道 54 号、山県郡内の国道 186、191、261 号及び山県郡と安芸高田市を結ぶ国道 433 号がある。また、高速道路は、中国縦貫自動車道と中国横断自動車道広島浜田線が管内を縦横に走っており、隣県間の物資の運送等、商業・工業・文化の交流に重要な役割を果たしている。

産業は、近年第 1 次産業、第 2 次産業の占める割合が低下し、第 3 次産業の占める割合が上昇しているが、全県と比較すると、第 1 次産業のウェイトが高く、第 3 次産業のウェイトが低い農村型となっている。

2 管内地図



3 市町別主要指標

(令和5年度)

区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
面 積 (K m ²)	1,599.45	537.71	10.41	13.79	33.76	15.69	341.89	646.20
世 帯 数	76,779	12,469	23,571	13,640	10,638	5,622	2,993	7,846
総 人 口	165,210	25,538	51,948	29,921	23,278	12,461	5,479	16,585
0 ～ 4 歳	6,237 (3.8)	581 (2.3)	2,374 (4.6)	1,506 (5.0)	799 (3.4)	485 (3.9)	71 (1.3)	421 (2.5)
5 ～ 9 歳	7,344 (4.4)	838 (3.3)	2,652 (5.1)	1,590 (5.3)	956 (4.1)	573 (4.6)	157 (2.9)	578 (3.5)
10 ～ 14 歳	7,495 (4.5)	1,010 (4.0)	2,585 (5.0)	1,397 (4.7)	1,060 (4.6)	637 (5.1)	162 (3.0)	644 (3.9)
15 ～ 19 歳	7,376 (4.5)	1,099 (4.3)	2,297 (4.4)	1,331 (4.4)	1,094 (4.7)	649 (5.2)	197 (3.6)	709 (4.3)
20 ～ 24 歳	6,973 (4.2)	906 (3.5)	2,300 (4.4)	1,422 (4.8)	955 (4.1)	597 (4.8)	134 (2.4)	659 (4.0)
25 ～ 29 歳	7,321 (4.4)	817 (3.2)	2,611 (5.0)	1,783 (6.0)	908 (3.9)	553 (4.4)	127 (2.3)	522 (3.1)
30 ～ 34 歳	7,938 (4.8)	805 (3.2)	3,081 (5.9)	1,938 (6.5)	931 (4.0)	502 (4.0)	118 (2.2)	563 (3.4)
35 ～ 39 歳	9,125 (5.5)	1,023 (4.0)	3,386 (6.5)	2,087 (7.0)	1,090 (4.7)	658 (5.3)	201 (3.7)	680 (4.1)
40 ～ 44 歳	9,621 (5.8)	1,295 (5.1)	3,389 (6.5)	1,978 (6.6)	1,239 (5.3)	735 (5.9)	190 (3.5)	795 (4.8)
45 ～ 49 歳	11,350 (6.9)	1,606 (6.3)	3,795 (7.3)	2,157 (7.2)	1,553 (6.7)	891 (7.2)	263 (4.8)	1,085 (6.5)
50 ～ 54 歳	12,151 (7.4)	1,693 (6.6)	3,940 (7.6)	2,301 (7.7)	1,844 (7.9)	990 (7.9)	311 (5.7)	1,072 (6.5)
55 ～ 59 歳	10,421 (6.3)	1,498 (5.9)	3,590 (6.9)	1,805 (6.0)	1,509 (6.5)	757 (6.1)	294 (5.4)	968 (5.8)
60 ～ 64 歳	9,333 (5.6)	1,596 (6.2)	3,026 (5.8)	1,441 (4.8)	1,144 (4.9)	669 (5.4)	361 (6.6)	1,096 (6.6)
65 ～ 69 歳	9,736 (5.9)	2,017 (7.9)	2,728 (5.3)	1,388 (4.6)	1,276 (5.5)	626 (5.0)	475 (8.7)	1,226 (7.4)
70 ～ 74 歳	12,133 (7.3)	2,481 (9.7)	2,953 (5.7)	1,784 (6.0)	1,835 (7.9)	887 (7.1)	577 (10.5)	1,616 (9.7)
75 ～ 79 歳	11,239 (6.8)	2,206 (8.6)	2,769 (5.3)	1,591 (5.3)	2,008 (8.6)	860 (6.9)	524 (9.6)	1,281 (7.7)
80歳以上	19,417 (11.8)	4,067 (15.9)	4,472 (8.6)	2,422 (8.1)	3,077 (13.2)	1,392 (11.2)	1,317 (24.0)	2,670 (16.1)
人 口 密 度	103.3	47.5	4,990.2	2,169.8	689.5	794.2	16.0	25.7
高 齢 化 率	31.8%	42.2%	24.9%	24.0%	35.2%	30.2%	52.8%	41.0%

(注1) 西部・東部については支所の値を除く。

(注2) 面 積…「令和6年1月1日時点全国都道府県市区町村別面積調」<国土交通省国土地理院>

(注3) 世帯数、総人口、年齢別人口…「住民基本台帳年報」<総務省>[令和6年1月1日現在](日本人住民)

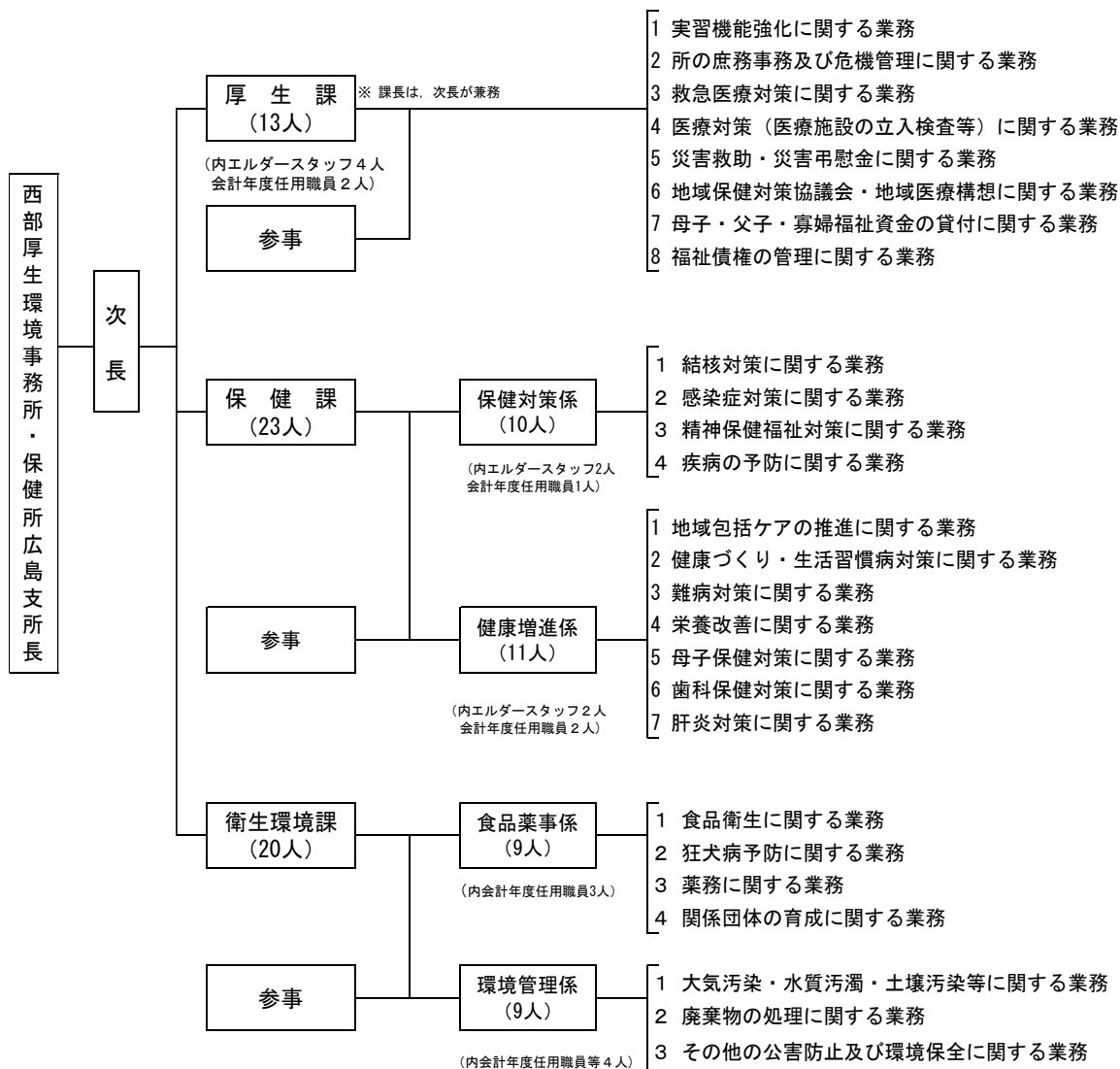
(注4) 総人口年齢区分の下段()は構成比(%)を示す。

(注5) 人口密度…総人口／面積

4 行政組織・業務の内容

(1) 行政組織

(令和6年4月1日現在)



5 沿革

	海田福祉事務所	海 田 保 健 所	可部福祉事務所	可 部 保 健 所
昭 和		23. 8. 1 広島市霞町の県庁構内に安藝保健所を設置 （安芸郡及び佐伯郡の一部（8町21村）を管轄） 24. 6.18 海田市町（海田町福荷町）に移転 24. 9. 8 安藝保健所を海田市保健所に改称 26. 1.16 海田市町（現・海田町の港町公園）に庁舎 を新設 26. 7. 1 大柿保健所の設置により2町8村を移管		17. 4. 1 加計保健所を設置（山県郡西部を管轄） 19. 9.30 可部保健所を設置（安佐郡を管轄） 八重保健所を設置（山県郡東部を管轄） 甲立保健所を設置（高田郡を管轄）
	26.10. 1 安芸地方事務所（安芸郡）に厚生課を設置		26.10. 1 安佐地方事務所に厚生課を設置（安佐郡を管轄） 山県地方事務所に厚生課を設置（山県郡を管轄） 高田地方事務所に厚生課を設置（高田郡を管轄）	
	31. 5. 1 安芸地方事務所を廃止し、海田市福祉事務所を設置		31. 5. 1 安佐、山県、高田地方事務所を廃止し、可部福祉事務所を設置（安佐郡及び山県郡を管轄） 吉田福祉事務所を設置（高田郡を管轄）	
和		32. 1. 1 海田市保健所を海田保健所に改称		32. 1. 1 八重保健所を千代田保健所に変更 甲立保健所を甲田保健所に変更
	32. 1.20 海田市福祉事務所を海田福祉事務所に改称			
	39. 4. 1 呉福祉事務所が設置され、江田島町、音戸町、倉橋町、下浦刈町、浦刈町を移管	39. 4. 1 大柿保健所から倉橋町が移管		
		46. 5. 1 海田町福荷町から海田合同庁舎内（海田町南昭和町14番19号）に移転	51. 4. 1 機構改革により吉田福祉事務所を廃止し、山県郡及び高田郡を管轄区域として可部福祉事務所を設置	48. 3.20 可部保健所を廃止（管内全町が広島市へ編入されたことに伴う。） 53. 4. 1 加計、千代田及び甲田の3保健所を統合し、可部保健所として再編整備（山県郡及び高田郡を管轄）

	海田総合福祉保健センター(海田福祉保健センター・海田保健所)	可部総合福祉保健センター(可部保健センター・可部保健所)
5. 4. 1 海田福祉事務所と海田保健所を統合して海田総合福祉保健センター（海田福祉保健センター・海田保健所）を設置（安芸郡を管轄） 菅戸町，倉橋町，下蒲刈町，蒲刈町を呉総合福祉保健センターに移管	5. 4. 1 可部福祉事務所と可部保健所を統合して可部総合福祉保健センター（可部福祉保健センター・可部保健所）を設置（山県郡及び高田郡を管轄）	5. 4. 1 可部福祉事務所と可部保健所を統合して可部総合福祉保健センター（可部福祉保健センター・可部保健所）を設置（山県郡及び高田郡を管轄）
9. 4. 1 老人保健福祉推進室を廃止し，保健福祉推進室を設置 保健課予防係及び保健婦係を廃止し，保健課保健対策係及び健康増進係を設置	9. 4. 1 老人保健福祉推進室を廃止し，保健福祉推進室を設置 保健課予防係及び保健婦係を廃止し，保健課保健対策係及び健康増進係を設置	9. 4. 1 老人保健福祉推進室を廃止し，保健福祉推進室を設置 保健課予防係及び保健婦係を廃止し，保健課保健対策係及び健康増進係を設置
10. 4. 1 試験検査課を縮小，試験検査室に名称変更		
11. 4. 1 試験検査室を東広島保健所へ集約		
広島地域事務所厚生環境局・広島地域保健所海田分室		芸北地域事務所厚生環境局・芸北地域保健所
13. 4. 1 海田総合福祉保健センターと廿日市総合福祉保健センターを統合し，広島地域事務所厚生環境局及び広島地域保健所（廿日市庁舎）に再編 海田庁舎には，厚生推進課，保健課，生活衛生課の3課からなる海田分室を設置（安芸郡を管轄）	13. 4. 1 地域事務所制への移行に伴い，可部総合福祉保健センター（可部福祉保健センター・可部保健所）を芸北地域事務所厚生環境局・芸北地域保健所に再編整備 18. 4. 1 市，町への事務移譲に伴い，福祉課福祉係を廃止 19. 4. 1 福祉課指導係を廃止 20. 4. 1 福祉課を廃止 厚生推進課地域医療係→医療福祉係	13. 4. 1 地域事務所制への移行に伴い，可部総合福祉保健センター（可部福祉保健センター・可部保健所）を芸北地域事務所厚生環境局・芸北地域保健所に再編整備 18. 4. 1 市，町への事務移譲に伴い，福祉課福祉係を廃止 19. 4. 1 福祉課指導係を廃止 20. 4. 1 福祉課を廃止 厚生推進課地域医療係→医療福祉係
西部厚生環境事務所広島支所		西部保健所広島支所
21. 4. 1 地域事務所再編により，広島地域事務所厚生環境局海田分室・広島地域保健所海田分室及び芸北地域事務所海田分室及び芸北地域事務所厚生環境局・芸北地域保健所を統合して西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所を広島県庁敷地内（広島市中区基町10-52）に設置（安芸高田市，安芸郡及び山県郡を管轄） 課・係設置 厚生保健課 → 厚生推進係，医療福祉係，保健対策係，健康増進係 衛生環境課 → 食品薬事係，環境管理係 （業務の一部は，本庁集約又は西部厚生環境事務所・西部保健所へ移管）	21. 4. 1 地域事務所再編により，広島地域事務所厚生環境局海田分室・広島地域保健所海田分室及び芸北地域事務所海田分室及び芸北地域事務所厚生環境局・芸北地域保健所を統合して西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所を広島県庁敷地内（広島市中区基町10-52）に設置（安芸高田市，安芸郡及び山県郡を管轄） 課・係設置 厚生保健課 → 厚生推進係，医療福祉係，保健対策係，健康増進係 衛生環境課 → 食品薬事係，環境管理係 （業務の一部は，本庁集約又は西部厚生環境事務所・西部保健所へ移管）	21. 4. 1 地域事務所再編により，広島地域事務所厚生環境局海田分室・広島地域保健所海田分室及び芸北地域事務所海田分室及び芸北地域事務所厚生環境局・芸北地域保健所を統合して西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所を広島県庁敷地内（広島市中区基町10-52）に設置（安芸高田市，安芸郡及び山県郡を管轄） 課・係設置 厚生保健課 → 厚生推進係，医療福祉係，保健対策係，健康増進係 衛生環境課 → 食品薬事係，環境管理係 （業務の一部は，本庁集約又は西部厚生環境事務所・西部保健所へ移管）
24. 4. 1 厚生保健課を廃止し，厚生課及び保健課を設置（厚生推進係，医療福祉係を廃止） 福祉課を西部厚生環境事務所・西部保健所から移管，設置 課・係設置 厚生課 → 係なし 福祉課 → 係なし 保健課 → 保健対策係，健康増進係 衛生環境課 → 食品薬事係，環境管理係	24. 4. 1 厚生保健課を廃止し，厚生課及び保健課を設置（厚生推進係，医療福祉係を廃止） 福祉課を西部厚生環境事務所・西部保健所から移管，設置 課・係設置 厚生課 → 係なし 福祉課 → 係なし 保健課 → 保健対策係，健康増進係 衛生環境課 → 食品薬事係，環境管理係	24. 4. 1 厚生保健課を廃止し，厚生課及び保健課を設置（厚生推進係，医療福祉係を廃止） 福祉課を西部厚生環境事務所・西部保健所から移管，設置 課・係設置 厚生課 → 係なし 福祉課 → 係なし 保健課 → 保健対策係，健康増進係 衛生環境課 → 食品薬事係，環境管理係
26. 4. 1 府中町福祉事務所設置に伴い生活保護業務を府中町に移管し，福祉課を廃止	26. 4. 1 府中町福祉事務所設置に伴い生活保護業務を府中町に移管し，福祉課を廃止	26. 4. 1 府中町福祉事務所設置に伴い生活保護業務を府中町に移管し，福祉課を廃止

6 常設の相談等の実施計画

健康相談日

(令和6年度)

項 目	内 容	開 催 日	受 付 時 間	開 催 場 所	備 考
こころの健康相談	精神科医による相談	令和6年6月26日(水) 令和6年9月24日(火) 令和7年2月26日(水)	13時30分～15時30分	安芸高田市保健センター (安芸高田市吉田町常友1564-2)	安芸高田市健康長寿課 (0826-42-5633)
		令和6年5月27日(月) 令和6年7月29日(月) 令和6年9月30日(月) 令和6年11月25日(月) 令和7年1月27日(月) 令和7年3月17日(月)	13時30分～15時30分	府中町老人福祉センター 福寿館 (安芸郡府中町浜田本町5-25)	府中町健康推進課 (082-286-3255)
		令和6年6月18日(火) 令和6年9月18日(水) 令和6年12月17日(火)	13時30分～15時30分	海田町役場 (安芸郡海田町南昭和町14-17)	海田町健康づくり推進課 (082-823-4418)
		令和6年5月14日(火) 令和6年8月1日(木) 令和6年12月5日(木) 令和7年3月6日(木)	13時30分～15時30分	熊野町地域福祉会館 (安芸郡熊野町中溝1-11-1)	熊野町健康推進課 (082-820-5637)
		令和6年5月30日(木) 令和6年9月5日(木) 令和6年11月14日(木) 令和7年2月4日(火)	14時00分～16時00分 13時30分～15時30分 14時00分～16時00分 13時30分～15時30分	坂町立保健センター (安芸郡坂町坂西1-18-14)	坂町保険健康課 (082-820-1504)
		令和6年7月3日(水) 令和6年11月6日(水)	13時30分～16時00分	文化交流センター紫の里 (山県郡北広島町有田1234-1)	北広島町保健課健康増進係 (0826-72-7353)
エイズ	H I V 抗体検査	毎月第1火曜日	13時00分～15時00分	西部保健所広島支所 (広島市中区基町10-52)	保健課保健対策係 (082-513-5521) 予約制
肝炎	B型・C型肝炎ウイルス検査	毎月第1火曜日	13時00分～15時00分	西部保健所広島支所 (広島市中区基町10-52)	保健課健康増進係 (082-513-5526) 予約制

Ⅱ 主要事業の概要

1 地域保健福祉対策

地域保健法に基づく地域保健に係る広域的・専門的・技術的拠点として、各市町や関係機関との連携を図りながら、住民のニーズに即した地域保健対策を推進する。

(1) 人材の育成と資質の向上

少子・高齢化の進展に伴い、保健・医療・福祉サービスの需要が増大しており、これに対応する人材の確保及び養成が大きな課題となっている。このため、保健・医療・福祉関係の学生等を受け入れ、実習指導を計画的に実施する。

(2) 圏域地域保健対策協議会

海田地域及び芸北地域において、保健・医療・福祉の関係団体等で構成する圏域地域保健対策協議会（以下「地対協」という。）をそれぞれ設置し、保健・医療・福祉の推進を図っている。

ア 海田地域保健対策協議会（略称：海田地対協）

安芸郡4町における、保健・医療・福祉の推進を図るため、保健医療福祉関係者が調査・協議し、必要な事業を実施推進し、地域住民の健康の保持・増進及び福祉サービスの向上を図ることを目的として、平成9年9月26日に設立された。

現在は、地域保健専門部会・医療福祉専門部会・地域ケア専門部会の3専門部会を設置し、「第8次広島県保健医療計画」の推進に必要な協議・検討、「第9期ひろしま高齢者プラン」及び「健康ひろしま21（第3次）」の推進状況の把握・評価を行うとともに、推進に係る事業を実施している。

イ 芸北地域保健対策協議会（略称：芸北地対協）

安芸高田市及び山県郡2町における保健・医療・福祉の推進を図るため、保健医療福祉関係者が調査・協議し、必要な事業を実施推進し、地域住民の健康の保持・増進及び福祉サービスの向上を図ることを目的として、平成9年10月9日に設立された。

現在は、地域包括ケア推進部会・保健医療計画等検討部会の2部会により、「広島県保健医療計画」の推進に必要な協議・検討、「第9期ひろしま高齢者プラン」及び「健康ひろしま21（第3次）」の推進状況の把握・評価を行うとともに、推進に係る事業を実施している。また、救急医療対策専門部会により芸北地域における救急医療の現状や課題について協議等を行っている。

ウ 広島圏域地域保健対策協議会

広島二次保健医療圏に関する事項については、海田地対協及び芸北地対協と広島市連合地区地対協が連携して、圏域内の保健・医療・福祉の推進を図ることが必要であることから、圏域内の3地対協で構成する広島圏域地域保健対策協議会を設置している。

エ 広島圏域地域医療構想調整会議

平成28年3月に「広島県地域医療構想」を策定、令和7（2025）年のあるべ

き医療・介護提供体制の実現を図るため、医療・介護・福祉をはじめとした関係者による地域医療構想調整会議を設置し、広島二次保健医療圏における病床機能の分化と連携に向けた協議を進めている。平成 29 年度から調整会議に南部病院部会と北部病院部会を設け、公的医療機関 2025 プラン等や地域で不足する外来医療機能等について協議を進めている。

2 医療対策

(1) 医療施設の指導

医療施設における適正な医療の確保を図るため、主として病院、有床診療所を対象に立入検査を実施し、医療従事者の確保、施設整備及び適正な管理等について指導する。

(2) 救急医療対策

救急医療情報ネットワークシステムの構築を進め、医療機関の連携、インターネット等による地域住民への情報提供を推進し、災害発生時には、各医療機関等相互の支援体制等の情報管理を行う。

救急医療体制の整備に対する支援としては、初期救急医療施設で対応することが困難な重症救急患者を受け入れる二次救急医療を救急告示病院等及び病院群輪番制により対応しており、その救急医療施設の施設整備を県費補助金等により支援する。

また、救急患者の救命率向上のため、救急現場から医療機関に搬送するまでに救急救命士が行う適切な応急処置を支援するため、医療機関と消防機関が連携したメディカルコントロール体制を推進する。

(3) へき地医療対策

無医地区等の医療確保のために、へき地診療所への医師派遣や代診医の派遣を行う機関として、厚生連吉田総合病院及び安芸太田病院を「へき地医療拠点病院」として位置づけて支援する。

(4) 広島県保健医療計画の推進

広島二次保健医療圏の海田地域及び芸北地域保健対策協議会において、保健医療に係る現場情報を分析し、地域固有の課題に即して、必要な連携方策等を検討することにより、良質かつ適切な保健医療体制の確保に資する取組を推進する。

令和 6 年度から令和 11 年度を計画期間とする第 8 次広島県保健医療計画地域計画（広島二次保健医療圏）の策定を行った。

また、保健医療計画の一部として策定された地域医療構想について、その実現を図るため、平成 28 年度に地域医療構想調整会議を設置し、平成 29 年度には調整会議のもとに南部・北部病院部会を設けて地域の実情に応じた協議を行っている。

3 災害対策

広島県地域防災計画に基づき災害対策配備計画を策定し、災害が発生した場合、災害情報を迅速かつ的確に把握し報告する。

さらに、災害救助法が適用された場合は、市町と連携して災害救助活動及び市町に対して防疫等の指導を実施する。

また、県内外における災害発生時に、迅速かつ適切な公衆衛生支援を行うため、関係団体等の協力を得て広島県災害時公衆衛生チームを設置する。

令和2年4月、災害時公衆衛生活動初動マニュアルにより、初動体制及び県内の応援体制の整備がされた。被災市町の情報収集、連絡員として必要に応じて現地へ保健師（リエゾン保健師）を被災市町に派遣し、被災市町の統括的機能を持つ保健師を支援することで、市町における保健師の指揮調整機能業務への支援を行う。

管外の被災については、平成26年8月に広島市大規模土砂災害で被災した広島市安佐北区、平成28年4月に熊本地震で被災した熊本県甲佐町、令和2年7月豪雨で被災した熊本県芦北町に、令和3年8月豪雨では、安芸高田市と北広島町にリエゾン保健師と災害時公衆衛生チームを派遣した。

令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震で被災した石川県珠洲市に災害時公衆衛生チームとして保健師等を派遣し、避難所の避難者の健康管理や、被災地域の家庭訪問による健康調査等により支援活動を行った。

4 母子・父子・寡婦福祉対策

母子・父子世帯及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて養育している児童の福祉を増進するため、管内市町と連携しながら、母子父子寡婦福祉資金の効果的な貸付けを行う。

また、母子父子寡婦福祉資金の償還については償還開始前の面接により償還計画や償還準備に関する指導・助言を行い、滞納発生時には早期に相談に応じるなど、その利用者の実情に即した償還の指導を行う。

5 地域支援対策

(1) ひろしま高齢者プランの推進

第9期ひろしま高齢者プラン(2024～2026)では、人生100年時代が到来するなか、高齢者人口がピークを迎える令和22(2040)年に向けて、介護ニーズの高い85歳以上人口の急速な増加、生産年齢人口の減少による介護人材不足等の視点も踏まえて取り組む。

海田及び芸北地対協では、次の「圏域における課題」に対する取組の方向性をまとめ、各部会において協議する。

- ・人生100年時代健やかに生きがいを持って暮らす健康づくり・介護予防

- ・認知症対策の総合的な推進
- ・多様な主体が共に支え合う高齢者にやさしい地域づくり
- ・在宅医療・介護の一体的な提供及び緩和ケア・ACPの推進
- ・人材育成・確保による安定的な介護サービスの提供
- ・災害・感染症対策の推進

(2) 地域包括ケアシステムの強化に向けた取組

平成 27 年度から、すべての日常生活圏域で地域包括ケアシステムを構築することを目標に、広島県地域包括ケア推進センター、県主管課及び保健所が一体となって市町支援の取組を実施してきた。

平成 29 年度末には、管内 17 圏域全てにおいて地域包括ケア体制を構築し、平成 30 年度から地域特性を踏まえた、専門職派遣、研修会、普及啓発、令和元年度からは管内 7 市町との情報交換会等地域包括ケアシステムの強化に取り組んでいる。

令和 6 年度は各市町ヒアリング結果から、特徴のある市町の取組（認知症チームオレンジ、介護予防、災害時対策、生活支援等）をもとに意見交換等を行う。

6 健康づくり対策

(1) 地域保健活動の効果的な推進

「管内保健活動推進連絡会議」を開催し、保健所及び市町の取組についての情報交換や、地域の健康課題等の明確化及び共有を行い、健康増進計画等の効果的な推進を図る。

(2) 健康ひろしま 21(第 3 次)の推進

健康ひろしま 21(第 3 次)では、健康寿命の延伸を総括目標とし、その達成に向けて、その進捗管理及び市町健康増進計画が推進されるよう各地域保健対策協議会等により支援を行う。

重点課題を「女性の健康づくり」とし、4 つの施策体系「生活習慣及び社会環境の改善」「主要な生活習慣病の予防・重症化予防」「ライフステージに応じた健康づくりの推進」「個人の健康を支え、守るための社会環境の整備」に沿って、海田及び芸北地対協の各分野の担当会議により協議等を行う。

(3) 生活習慣病予防対策の推進

海田地対協では、「生活習慣病予防推進会議」を、芸北地対協では、「地域・職域連携推進会議」を設置し、市町及び関係機関・団体と連携して望ましい生活習慣の確立・定着及び生活習慣病の発症予防・重症化予防に取り組む。

(4) がん対策の推進

海田及び芸北地対協において、市町及び関係機関・団体と連携し、がん検診受診率向上の普及啓発、受診勧奨の推進を図るとともに、禁煙週間を中心とした、受動喫煙防止の普及啓発を市町と連携して実施する。

(5) 食育推進事業

関係機関との連絡会議を実施し、食育の推進を図るとともに、各市町の食育連絡会議の開催を支援し、関係機関との連携体制を構築する。また、広島県食育推進計画(第4次)では、食育の推進に関する普及啓発を図るため、10月19日を「ひろしま食育の日」、毎月19日を「家庭で食育を考える日」としており、食育に関するチラシを配布し、普及啓発を重点的に推進している。

(6) 健康生活応援店推進事業

県民の健康づくりの実践の支援等を行う店舗を「健康生活応援店」として認証し、県民への周知に努め健康的な生活の推進と健康に配慮した環境整備を図る。

(7) 受動喫煙防止対策

令和2年4月1日から健康増進法の改正により、原則屋内禁煙となり、望まない受動喫煙の防止のルール化により、事業者の分類に沿った喫煙室の設置が必要となり、相談等の対応を行っている。

7 栄養改善対策

(1) 人材育成

市町栄養改善対策担当者及び地域活動栄養士に対して研修会等を行い、人材育成に努める。

また、管理栄養士養成施設の臨地実習を受け入れ、管理栄養士の人材の確保及び育成として、指導に当たっている。

(2) 給食施設指導

給食施設における栄養管理の充実及び食育の推進を図るため、個別指導を実施するとともに、管理栄養士等の配置促進についても指導する。

(3) 専門的栄養指導

アレルギー疾患、難病、小児療育等の対象者に対する保健指導と連携を図り、専門的栄養指導を実施する。

(4) 栄養成分表示、誇大表示

栄養成分表示・誇大表示等が適正に実施されるよう普及啓発を行うとともに、食品表示法に基づく保健事項について、事業者等へ指導・助言を行う。

8 結核・感染症対策

(1) 感染症対策

ア 感染症予防事業

感染症の発生を予防するとともに、発生した場合の初動体制を強化し、医療機関、医師会及び市町等の関係機関と連携し、感染症に関する医療を整備することで、迅速・的確にまん延防止を図る。

平成21年に新型インフルエンザ(A/H1N1)が発生し、国において新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されるなど、防疫体制の見直しが行われたが、

更なる感染拡大とともに、ウイルスの強毒性への変異や鳥インフルエンザウイルス(H5N1、H7N9)による新型インフルエンザの発生が懸念されている。

新型コロナウイルス感染症対策については、令和5年5月、5類感染症に移行後、保健所では、高齢者施設等の集団発生対応等を行っている。

今後も、新型インフルエンザや新興感染症等について、関係機関との連絡会議や研修会を開催し、防疫体制の整備と、患者に配慮した対策を進める。

イ 感染症発生動向調査

感染症に対する有効かつ的確な予防対策を推進するために、医療機関や医師会の協力により、感染症に関する情報を迅速に収集し、国及び県内の感染症発生状況の把握に努めるとともに、市町や医師会に迅速に情報を提供する。

また、新型コロナウイルス感染症等の発生状況やウイルスの病原性の変化等を把握するための調査や集計を実施する。

(2) 結核対策

全国的に結核罹患率は低下傾向にあるが、新たな患者に占める70歳以上の高齢者の割合は依然として高く、高齢者に対する結核予防対策を重点的に推進する必要がある。

ア 患者管理

医療機関に対して診断後直ちに患者発生の届出を行うよう指導するとともに、患者及び家族等の接触者への調査、指導及び健康診断を速やかに実施し、二次感染の防止に努める。

イ 地域DOTS（直接服薬確認療法）事業

医療機関の指導、協力を得ながら、退院後も患者との面接、訪問等を通して直接服薬管理を行い、治療中断にならないよう患者支援を推進する。

(3) エイズ・性感染症対策

エイズ・性感染症対策として、感染不安を持つ住民に対する相談対応やプライバシー保護に配慮したHIV・梅毒検査（匿名、無料）を実施し、早期発見による早期治療や二次感染防止を図る。

また、エイズキャンペーン等により、正しい知識の普及やHIVに対する理解を深めるための住民（高校生や成人式の参加者等の若年層）に対する普及啓発活動を実施する。

9 肝炎対策

(1) 肝炎ウイルス検査・相談事業

住民への正しい知識の普及を図るとともに、肝炎ウイルス感染の疑いのある者に対し、早期発見・早期治療体制の充実を図るために、受検勧奨を行う。

また、保健所及び医療機関に委託した肝炎ウイルス検査において、医療を要する者に対して市町との連携した保健指導を行う。

(2) 肝炎治療費助成事業

ウイルス性肝炎の治療におけるインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療等の治療費の一部を助成する事業への相談・申請受付を行う。

(3) 肝炎重症化予防推進事業

「広島県肝疾患患者フォローアップシステム」の実施の充足に向けて、肝疾患患者フォローアップシステムへの登録に同意がある慢性肝炎患者等について、初回精密・定期検査費用等を助成する事業への相談・申請受付を行う。

(4) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

平成 30 年 12 月から肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）に係る通院及び入院医療費の助成を開始した。

過去 24 月以内に既に 1 月以上高額療養費算定基準額を超えた者は、医療費助成を受けることができる。

医療費助成を受けた場合、対象医療の自己負担額は 1 万円/月となる。

10 歯科保健対策

第 3 次広島県歯と口腔の健康づくり推進計画では、歯科疾患の予防及び口腔機能の獲得・維持向上により歯の喪失防止や全身性疾患の予防改善を図り、健康寿命の延伸を目指している。その達成に向けて、地区歯科衛生連絡協議会や海田及び芸北地対協などの関係機関と連携し、歯科保健研修会の開催や、妊婦歯科健診や歯周疾患検診の受診率向上、歯周病と糖尿病等の生活習慣病との関連性、介護予防につながるオーラルフレイル予防について、普及啓発等の事業を行う。

また、歯科保健担当者情報交換会を開催し、保健所及び市町間で相互に連携・情報共有を図り、市町の歯科保健事業の効果的な事業展開を支援している。

歯科衛生士養成施設の学生実習を受け入れ、地域歯科保健の臨地実習を通じて歯科衛生士の人材確保・育成を行っている。

11 精神保健福祉対策

(1) 医療体制の推進

精神科病院への実地指導及び入院者病状審査等により、措置入院者・医療保護入院者等の処遇適正化を推進する。

(2) 精神保健福祉対策の推進

専門医師による心の健康相談、保健師による家庭訪問及びひきこもり相談などを実施し、必要に応じて市町や関係機関との連携を図り、精神障害者の早期受診・治療の促進と地域生活の支援を行う。

また、精神障害者等の緊急時における精神医療が確保されるよう、精神保健福祉業務における危機介入に関わる関係機関（指定病院、指定医、警察署、市町等）

の連携を図り、よりよい支援体制を構築する。

(3) 地域精神保健福祉対策

精神科病院に長期入院している精神障害者のうち、退院可能な者の地域社会生活への移行を促進する。

また、地域における精神障害者に対する支援体制を整えるため、関係機関との連絡会議を開催する。

(4) 自殺予防対策推進事業

自殺予防に関係者が連携して対処できるよう管内の関係機関と連絡会議を開催するとともに、自殺予防に関する啓発資料を作成・配布するなど、自殺予防対策の推進を図る。また、自殺未遂者の支援体制の構築についても検討している。

12 難病対策

(1) 指定難病医療費助成事業

原因が不明で、治療方法が確立されていない、いわゆる難病のうち、治療がきわめて困難で、かつ、その医療費が高額である 341 疾病（令和 6 年 4 月現在）について、医療費の負担軽減等を図るため、公費負担を行う。

(2) 小児慢性特定疾病医療費助成事業

治療が困難な上、長期にわたる疾患で、これを放置すると児童の健全な育成を阻害する 16 疾患群 845 疾病（令和 6 年 4 月現在）について、医療費の負担軽減等を図るため、公費負担を行う。

(3) 難病相談事業等

難病患者やその家族等の精神的な不安を軽減し療養生活における医療、保健、栄養、口腔衛生、福祉等の相談を実施している。

また、指定難病を中心とした患者や家族のニーズを踏まえて講演会や患者交流会等を開催し、情報提供を図り、よりよい療養生活が送れるよう市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等と連携し支援する。

(4) 重症難病患者地域支援事業

在宅の難病患者を対象に、必要に応じて家庭訪問を実施し、安定した療養生活の支援のため、医師、歯科医師、訪問看護師、理学療法士、市町関係者等との連携による支援計画等の策定、評価など、患者の実態に応じた支援を行う。

(5) ピアカウンセリング事業

小児難病患者の家族に対し、同じ悩みや不安を持つ保護者の立場から助言、相談を行う場を設け、不安を軽減し、よりよい療養生活が送れるよう支援するため、相談会・講演会を実施する。

13 母子保健対策

(1) 母子保健対策及び子育て支援体制の推進

各市町では、妊娠期から切れ目ない支援の取組みと、産前産後サポート事業や産後ケア事業による産後うつ等の早期対応等により子育て支援体制に取り組んでいる。

管内母子保健推進連絡会議において、母子保健と子育て支援関係者との連携による取組等の情報交換や評価等について協議し、人材育成として研修を実施している。

海田地域では、海田地域を中心とした産科及び小児科医療機関と地域保健の育児支援体制を協議し、関係機関の連携強化と要支援の家庭への早期対応を行っている。

(2) 心身障害児対策

心身障害の早期発見と早期療育を目的として、長期療養児相談指導事業において相談や訪問、関係者の研修会等を行うとともに、早期に各種サービスに結びつくための基盤整備を進めている。

(3) 特定不妊治療支援事業

令和4年度から保険適用となったことに伴い、保険適用外の先進医療等の費用の一部を助成している。

令和5年からは、先進医療等の活用によって治療費が全額自己負担となった方の助成メニューが追加されている。

(4) 不妊検査・一般不妊治療費助成事業

不妊を心配する夫婦の早期治療を促すため、夫婦が共に受けた不妊検査費用、一般不妊治療費の一部を助成している。

14 食品衛生対策

食品による危害の発生を未然に防止するため、飲食店、給食施設及び食品製造施設等に対する監視指導を実施するとともに、管内で製造された食品や流通している食品の検査を実施する。また、食品営業者の自主衛生管理体制の確立を推進し、食生活における安全の確保を図る。

(1) 監視指導及び収去検査

ア 食品製造施設

大量かつ広域に流通する食品、危害度の高い食品及び乳児や高齢者等が高頻度に喫食する食品を製造する施設並びに県特産品であるかきの作業場に重点的に立入調査を実施し、衛生管理の実施状況や施設等の管理状況等について監視指導を行う。

イ 仕出し・弁当業、旅館業及び集団給食施設等

衛生講習会を開催して衛生知識の向上を図るとともに、施設への立入調査や副食等の細菌検査を実施し、食中毒発生の未然防止に努める。

ウ 食品販売業等

食品の保管・販売状況や表示を監視するとともに、細菌、添加物、残留農薬等の検査を実施して不良食品の排除に努める。

エ 食品表示適正化の推進

食品表示法等を所管する関係機関と連携し、食品関係営業者を対象とした表示の講習会、啓発資料の配布を行う。さらに、量販店及び食品製造施設に対し、表示の一斉監視を実施する。

(2) 自主衛生管理体制確立の推進

ア 食品営業許可及び届出事業者等、原則すべての食品事業者に対して、HACCP の考え方に沿った衛生管理について継続的に指導する。

イ 管内の食品衛生協会の円滑な事業運営及び指導員活動の活性化等を助言・指導し、業界の自主的な衛生管理体制の確立を推進する。

15 狂犬病予防対策

狂犬病の発生を予防するため、犬の登録及び狂犬病予防注射の啓発指導を行うとともに、管内市町における登録・注射状況を把握し、円滑な運営を図るために獣医師会等との連携調整に努めている。

16 薬事関係対策

(1) 医薬品対策

医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、薬局及び医薬品販売業等に立入検査を実施し、適正な管理、販売方法等について指導を行うとともに、収去検査を実施し、不良品の発見・排除に努めている。

医薬品の適正使用を推進するため、薬局、店舗販売業等において医薬品情報の提供の徹底を図るよう指導している。

さらに、いわゆる健康食品については、販売方法や広告の実態調査を行い、便通改善を標榜する製品等については、買い上げた上で成分検査を実施する等、無承認無許可医薬品の発見・排除に努めている。

また、令和3年度から始まった地域連携薬局専門医療機関連携薬局については、基準に適合するよう、相談の受付及び指導を行い、認定している。

(2) 毒物及び劇物対策

毒物及び劇物による保健衛生上の危害を防止するため、毒物劇物販売業及び業務上取扱者の立入検査を実施し、取扱い及び保管管理等について指導している。

さらに、農業用品目販売業者等には、農薬危害防止運動月間（6月～8月）を中心に巡回指導を行っている。

(3) 麻薬、向精神薬及び覚醒剤原料、けし等対策

麻薬、向精神薬及び覚醒剤原料の不正な使用や流通を防止するため、医療機関、薬局等取扱施設の立入検査を実施し、取扱い、保管管理等について指導している。

また、麻薬の原料となる自生けし等を排除するため、関係市町等との連携を図っている。令和5年度は管内3か所で自生けしの除去を指導した。

麻薬、覚醒剤、危険ドラッグ等の薬物乱用防止対策として、広島県薬物乱用防止指導員安芸地区及び芸北地区協議会を設置し、協議会指導員と連携して、地域住民への啓発活動等を実施している。この協議会の活動として、広島県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を実施し、薬物乱用の防止啓発に努めている。

(4) 献血推進対策

安定した血液製剤の供給のため、400mL献血と成分献血の普及啓発に努めている。また、市町の献血組織の育成を行うとともに、計画的な献血の推進に努めている。

17 環境保全対策

良好な地域環境の保全や低炭素社会の構築のため、公害対策のほか地球温暖化対策等の推進を図る。

(1) 大気汚染防止対策

大気汚染防止法等の規制対象となる工場・事業場及び解体等現場の立入検査を実施する。

大気汚染緊急時の措置として、硫黄酸化物、オキシダント等の濃度が一定の基準を超えたときは、情報や注意報が発令され、主要工場に対し、ばい煙排出量の削減要請をする。

また、オゾン層の破壊及び地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン排出抑制法に基づくフロン類充填回収業者の登録、立入検査及び業務用冷凍空調機器の管理者を指導する等により、フロン類の排出抑制を推進する。

(2) 水質汚濁防止対策

水質汚濁防止法等の規制対象となる工場・事業場の立入検査を定期的実施する。

また、市町及び関係機関と連携して生活排水対策を推進する。

(3) 土壌汚染対策

土壌汚染対策法等の円滑な施行により、対象となる土地での調査や措置の実施について、土地所有者等に対して必要な指導等を行い、土壌汚染対策を推進する。

(4) 有害化学物質対策

ダイオキシン類・環境ホルモン物質等の有害化学物質による環境汚染は大きな社会問題となるため、有害化学物質のモニタリング調査を実施するとともに、工場・事業場の立入検査を実施する。

(5) 公害苦情事案対策

大気汚染・水質汚濁や廃棄物の不法投棄などの住民からの苦情相談に、市町等関係機関と連携し取り組む。

(6) 地球温暖化対策等

生活環境保全条例に基づき、対象の工場・事業者に対し、温室効果ガスの削減や自動車の使用合理化に係る計画と同計画書に基づいて実施した措置の状況の作成・公表及び県への提出を求めることで、事業者の自主的な取組を促進し、事業活動に伴う温室効果ガス等の排出抑制を図る。

また、環境保全に関する普及啓発を通じて、県民の環境保全行動を推進する。

18 廃棄物対策

廃棄物処理法の規制強化、最終処分場のひっ迫、廃棄物処理費用の増加、各種リサイクル法の施行などにより不法投棄等の不適正処理の増加が懸念されることから、施設への立入検査や不法投棄・不適正処理の防止に積極的に取り組む。

(1) 一般廃棄物対策

ア 廃棄物処理施設

管内の市町、一部事務組合及び民間が設置するごみ処理施設及びし尿処理施設の適正な維持管理について、立入指導を実施する。

また、権限移譲した市町に対しては、必要な助言を行う。

イ 浄化槽

浄化槽の適正な維持管理について、浄化槽管理者に対する周知徹底を図られるよう、権限移譲した市町に対し、必要な助言を行う。

また、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽保守点検業務が適切に実施されるよう、立入指導を実施する。

(2) 産業廃棄物対策

産業廃棄物の排出事業所、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理施設、P C B（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物保管事業所及び自動車リサイクル業者等の立入検査を実施し、廃棄物の排出抑制、資源化リサイクル等の推進、廃棄物の減量化及び適正処理について指導する。

また、廃棄物の不法投棄防止対策については、管内の市町、警察署、海上保安部、森林管理署及び県の関係機関により「廃棄物不法投棄防止連絡協議会」を設置し、関係機関が一体となった対策を実施する

III 資料

管内の状況 一覧

(令和6年3月31日現在)

提 案	総 数	安芸 高田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安芸 太田 町	北 広 島 町	備 考
(※)保 育 所 公 立	-								
(※) 私 立	-								
(※)母 子 生 活 支 援 施 設	-								
(※)児 童 館	-								
(※)児 童 遊 園	-								
(※)障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 (日 中 系 施 設 サ ー ビ ス)	-								
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	-								
居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	-								令和6年4月1日現在
介 護 医 療 院	-								
病 院	11	1	2	2		1	1	4	
一 般 診 療 所	146	27	42	34	15	10	5	13	
歯 科 診 療 所	94	17	28	19	13	3	4	10	
歯 科 技 工 所 数	28	3	12	5	3	3	1	1	
助 産 所	6	1	2	1			2		
施 術 所	あん摩マッサージ指圧師・はり師・ きゅう師等に関する法律関係	122	24	32	22	15	10	7	12
	柔 道 整 復 師 法 関 係	48	9	11	12	5	3	5	3
衛 生 検 査 所	1	1							
給 食 施 設 数	137	28	27	19	10	10	9	34	
食 品 関 係 施 設 数 (旧 法 許 可)	987	173	227	158	97	81	76	175	
食 品 関 係 施 設 数 (新 法 許 可)	1,004	188	248	139	88	63	86	192	
食 品 関 係 施 設 数 (新 法 届 出)	1,090	233	234	126	87	83	107	220	
旧 食 品 関 係 条 例 対 象 施 設 数	45	11	8	3	2	4	6	11	
犬 の 登 録 頭 数	7,990	1,656	1,848	1,129	1,218	545	288	1,306	
(※)水 道 用 水 供 給 水 道 事 業	-								
(※)上 水 道 事 業	-								
簡 易 水 道 事 業	-								
(※)専 用 水 道	-								
薬 局	89	15	33	17	8	4	5	7	
店 舗 販 売 業	38	6	8	6	6	5	4	3	
卸 売 販 売 業	9	4	1	1	-	2	-	1	
既 存 薬 種 商 等	-	-	-	-	-	-	-	-	
特 例 販 売 業	2	-	-	-	-	-	-	2	
高度管理医療機器等の販売業・貸与業	97	15	28	19	6	8	5	16	
管 理 医 療 機 器 販 売 業 ・ 貸 与 業	468	82	124	97	55	47	15	48	
麻 薬 取 扱 者	348	68	136	38	12	39	20	35	
(※)温 泉 利 用 施 設	-								

提 案	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	備 考
ば い 煙 発 生 施 設	145	37	15	15	3	17	12	46	
ば い 煙 関 係 特 定 施 設	33	2	6	-	9	-	-	16	
揮 発 性 有 機 化 合 物 排 出 施 設	1	-	-	1	-	-	-	-	
一 般 粉 じ ん 発 生 施 設	193	120	-	8	15	1	10	39	
特 定 粉 じ ん 発 生 施 設	-	-	-	-	-	-	-	-	
粉 じ ん 関 係 特 定 施 設	207	61	3	23	13	42	12	53	
水 銀 排 出 施 設	9	-	-	1	-	3	-	5	
ダ イ オ キ シ ン 関 係 特 定 施 設	11	2	-	-	-	3	-	6	
水 質 汚 濁 関 係 特 定 事 業 場	788	231	56	53	39	34	109	266	
第一種フロン類充填回収業者(事業者数)	379	9	9	4	3	3	1	-	広島市:350
汚 水 等 関 係 特 定 事 業 場	71	12	20	7	3	4	3	22	
汚 染 土 壌 処 理 業	-	-	-	-	-	-	-	-	
(※) ご み 処 理 施 設 焼 却 施 設	2	-	-	-	-	2	-	-	
(※) R D F施 設	-	-	-	-	-	-	-	-	
(※) 資 源 化 施 設 (RDF施設を除く)	5	-	-	-	4	-	1	-	
(※)一 般 廃 棄 物 最 終 処 分 場	-	-	-	-	-	-	-	-	
(※)し 尿 処 理 施 設	1	-	-	-	-	1	-	-	
産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 業	248	62	48	23	26	23	16	45	広島市:5 特別管理産業廃棄物に係るものを含
うち優良認定	9	6	-	-	1	-	-	2	うち、特別管理産業廃棄物に係るもの(安芸高田市3、北広島町1)
産 業 廃 棄 物 処 分 業	49	17	-	1	4	2	6	14	広島市:5 特別管理産業廃棄物に係るものを含
うち優良認定	6	3	-	-	1	-	-	2	うち、特別管理産業廃棄物に係るもの(安芸高田市1、北広島町1)
中間処理施設	46	15	-	2	3	-	6	19	広島市:1
最終処分場	3	1	-	-	-	-	-	2	
P C B 廃 棄 物 保 管 事 業 所	43	11	5	11	-	5	5	6	
産 業 廃 棄 物 事 業 場 外 保 管 届	-	-	-	-	-	-	-	-	
産 業 廃 棄 物 多 量 排 出 事 業 者 処 理 計 画 策 定 事 業 所	107	18	6	5	1	5	5	10	広島市他:57
自動車リサイクル 引取業者	32	7	2	5	5	4	-	9	
フロン類 回収業者	18	5	-	3	1	2	-	7	
解体業者	6	2	-	-	2	1	-	1	
破砕業者	3	1	-	-	-	1	-	1	

(注1) 備考欄は、区分ごとの数値の時期及び出典等を記載している。

(注2) (※)は権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載していない。

地域保健福祉対策

(1) 保健福祉関係学生の実習受入れ状況

(令和5年度)

職 種	学 生 数	延 学 生 数	実 習 期 間	養 成 施 設 名
計	35	108	17	
小 計	9	34	8	
保 健 師	5	18	4	安田女子大学
	4	16	4	日本赤十字広島看護大学
小 計	16	64	8	
管 理 栄 養 士	8	32	4	広島修道大学
	8	32	4	県立広島大学
小 計	-	-	-	
社 会 福 祉 主 事				
小 計	-	-	-	
医 師				
小 計	10	10	1	
歯 科 衛 生 士	10	10	1	広島高等歯科衛生士専門学校
小 計	-	-	-	
訪 問 介 護 員				
小 計	-	-	-	
そ の 他				

(2) 市町の職員に対する研修・指導の状況

(令和5年度)

区分	保健計画 の策定・ 地域診断 (1)	母子保健 (2)	健康増進 (3)	介護予防・ 生活支援 (4)	歯科保健 (5)	感染症 (6)	(再掲)	
							結核 (7)	エイズ (8)
実施回数(01)	-	1	10	1	3	-	-	-
参加延人員(02)	(-)	(20)	(40)	(77)	(41)	(-)	(-)	(-)

区分	精神保健福祉 (9)	難病 (10)	介護保険 (11)	健康危機管理 (12)	その他 (13)	計 (14)
実施回数(01)	2	2	2	2	1	24
参加延人員(02)	(71)	(40)	(63)	(18)	(5)	(375)

(3) 圏域地域保健対策協議会の状況

(ア) 海田地域保健対策協議会

(令和5年度末現在)

名 称	海田地域保健対策協議会(略称:海田地対協)
設 立 年 月 日	平成9年9月26日
構 成 団 体	安芸地区医師会、安芸歯科医師会、安芸薬剤師会、済生会広島病院、マツダ株式会社マツダ病院
	安芸郡各町社会福祉協議会、海田地域公衆衛生推進協議会
	府中町、海田町、熊野町、坂町
	西部厚生環境事務所・西部保健所(広島支所)
	その他保健・医療・福祉等関係団体
会 長	片桐 則明
部 会 の 設 置	地域保健専門部会、医療福祉専門部会、地域ケア専門部会
総 会	令和5年6月1日(Web開催)
理 事 会	該当なし
事 業	事業名
委 託 事 業	地域保健医療推進事業、地域自殺対策医療連携事業
	健康ひろしま21(第3次)策定、医療機関災害対応研修事業
補 助 事 業	運営費(会議費、事務局費)
	感染症対策事業
	地域保健専門部会事業
	母子保健推進事業
	地域精神保健福祉推進事業
	食育推進・栄養改善事業
	生活習慣病予防推進事業
	保健医療計画推進事業・地域医療構想調整会議、病院部会の運営
	医療福祉専門部会活動事業
	地域ケア体制の推進事業・ひろしま高齢者プランの進捗管理
	医療機関災害対応研修事業
そ の 他	圏域地対協研修会、保健福祉関係団体助成事業

(イ) 芸北地域保健対策協議会

(令和5年度末現在)

区 分	
名 称	芸北地域保健対策協議会(略称:芸北地対協)
設 立 年 月 日	平成9年10月9日
構 成 団 体	安芸高田市・山県郡各医師会、安芸高田市・山県郡各歯科医師会、安芸高田市・山県郡内の病院
	安芸高田市・山県郡各薬剤師会、安芸高田市・山県郡各町、安芸高田市・山県郡各町社会福祉協議会
	安芸高田市・山県郡各町民生委員児童委員協議会、安芸高田市・山県郡各女性連合会
	安芸高田市・山県郡各老人クラブ連合会、安芸高田市公衆衛生推進協議会
	西部厚生環境事務所・西部保健所(広島支所)
	その他保健・医療・福祉等関係団体
会 長	北尾 憲太郎
部 会 の 設 置	総務企画委員会、地域包括ケア推進部会、保健医療計画等検討部会、救急医療対策専門部会
総 会	令和5年5月11日(Web開催)
理 事 会	該当なし
事 業	事業名
委 託 事 業	地域保健医療推進事業、地域自殺対策医療連携事業
	健康ひろしま21(第3次)策定、医療機関災害対応研修事業
補 助 事 業	事務費・会議費(総会・総務企画委員会)
	地域包括ケア推進部会・ひろしま高齢者プランの進捗管理
	在宅緩和ケア推進事業
	歯科保健推進事業
	救急医療対策推進事業・感染症対策事業
	地域・職域連携推進事業
	こころの健康づくり事業
	食育推進事業
	母子保健推進事業
	保健医療計画等検討事業・地域医療構想調整会議、病院部会の運営
	医療機関災害対応研修事業
そ の 他	圏域地対協研修会、福祉関係団体助成事業

児童・母子・父子・寡婦福祉対策

(1) 母子福祉資金の貸付状況

(令和5年度)

区 分		総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
合 計	件 数	38	2	13	12	2	8	1	-
	貸付額(円)	(28,721,000)	(1,210,000)	(6,678,000)	(10,816,000)	(1,203,000)	(8,224,000)	(590,000)	(-)
事業開始資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
事業継続資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
修 学 資 金	件 数	20	1	6	5	2	6		
	貸付額(円)	(19,503,000)	(630,000)	(3,852,000)	(6,414,000)	(1,203,000)	(7,404,000)		
技能習得資金	件 数	1			1				
	貸付額(円)	(816,000)			(816,000)				
修 業 資 金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
就職支度資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
医療介護資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
生 活 資 金	件 数	2		1	1				
	貸付額(円)	(1,161,000)		(315,000)	(846,000)				
住 宅 資 金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
転 宅 資 金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
就学支度資金	件 数	15	1	6	5		2	1	
	貸付額(円)	(7,241,000)	(580,000)	(2,511,000)	(2,740,000)		(820,000)	(590,000)	
結 婚 資 金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							

(2) 父子福祉資金の貸付状況

(令和5年度)

区 分		総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
合 計	件 数	6	-	2	2	-	2	-	-
	貸付額(円)	(5,143,080)	(-)	(1,369,080)	(1,882,000)	(-)	(1,892,000)	(-)	(-)
事業開始資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
事業継続資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
修 学 資 金	件 数	4		2	1		1		
	貸付額(円)	(3,973,080)		(1,369,080)	(1,302,000)		(1,302,000)		
技能習得資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
修 業 資 金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
就職支度資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
医療介護資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
生 活 資 金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
住 宅 資 金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
転 宅 資 金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
就学支度資金	件 数	2			1		1		
	貸付額(円)	(1,170,000)			(580,000)		(590,000)		
結 婚 資 金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							

(3) 寡婦福祉資金の貸付状況

(令和5年度)

区 分		総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
合 計	件 数	-	-	-	-	-	-	-	-
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
事業開始資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
事業継続資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
修 学 資 金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
技能習得資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
修 業 資 金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
就職支度資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
医療介護資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
生 活 資 金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
住 宅 資 金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
転 宅 資 金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
就学支度資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
結 婚 資 金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							

医療対策

(1) 病院・診療所の状況

(令和6年3月31日現在)

区 分		総 数	安芸 高田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安芸 太田 町	北 広 島 町
病 院	施 設 数	11	1	2	2		1	1	4
	病 床 数								
	小 計	1,730	255	583	112	-	312	95	373
	一 般	1,025	209	266	40		312	53	145
	療 養	230	46		72			42	70
	精 神	475		317					158
	結 核	-							
	感 染 症	-							
一 般 診 療 所	救 急 告 示	7	1	1			1	1	3
	施 設 数	146	27	42	34	15	10	5	13
	病 床 数								
	一 般	67	25	19	17				6
歯 科 診 療 所	療 養	12	12						
	救 急 告 示	-							
歯 科 診 療 所		94	17	28	19	13	3	4	10

(注1) 「救急告示」とは、一定の基準を満たした医療機関の開設者から県知事に、救急医療に関し協力する旨の申出のあった病院、診療所に対し、県知事が必要と認定したものを告示したものをいう。

(注2) 「療養病床」とは、一般病院及び有床診療所のうち慢性期疾患の患者が長期にわたって入院療養できる病床をいう。

(注3) 病床数は使用許可病床数。

(2) 立入検査及び使用許可件数

(令和5年度)

区 分	総 数	病 院	診 療 所	歯 科 診 療 所
立 入 検 査 延 件 数	16	11	4	1
新 規 開 設 に 伴 う 使 用 許 可 件 数	-	-	-	-
構 造 設 備 の 変 更 に 伴 う 使 用 許 可 件 数	12	12	-	-

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況

ア 施設数及び指導状況

(令和5年度)

区 分	総 数	特 定 給 食 施 設				その他の給食施設	
		指 定 施 設 ①		特 定 給 食 施 設 (① を 除 く)			
		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの
施 設 数 A	137	4	－	51	5	46	31
指 導 延 数 B	74	5	－	26	4	29	10
1施設当たり指導 回 数 B ／ A	0.5	1.3	－	0.5	0.8	0.6	0.3

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含んでいます。

イ 施設別指導状況

(令和5年度)

区分	特 定 給 食 施 設								その他の給食施設				給食施設 に対する 割合 (%)	栄養士の 給食に 対する 割合 (%)	栄養士の 給食に 対する 割合 (%)	栄養士の 給食に 対する 割合 (%)	総 数	
	指 定 施 設				指定施設以外の特定給食施設													
	栄養 いる もの	士 の	栄養 いない もの	士 の	栄養 いる もの	士 の	栄養 いない もの	士 の	栄養 いる もの	士 の	栄養 いない もの	士 の						
	施設 数	延 指 導 件 数	施設 数	延 指 導 件 数	施設 数	延 指 導 件 数	施設 数	延 指 導 件 数	施設 数	延 指 導 件 数	施設 数	延 指 導 件 数						
総 数	4	5	－	－	51	26	5	4	46	29	31	10	54.0	59.4	38.9	137	74	
学 校	－	－	－	－	20	9	4	3	－	－	1	－	48.0	45.0	60.0	25	12	
病 院	3	5	－	－	4	3	－	－	4	5	1	－	108.3	118.2	－	12	13	
介護老人 保健施設	－	－	－	－	1	－	－	－	5	3	－	－	50.0	50.0	－	6	3	
介 護 医 療 院	1	－	－	－	－	－	－	－	1	1	－	－	50.0	50.0	－	2	1	
老人福祉 施設	－	－	－	－	7	3	－	－	17	7	2	－	38.5	41.7	－	26	10	
児童福祉 施設	－	－	－	－	15	10	1	1	10	10	16	9	71.4	80.0	58.8	42	30	
社会福祉 施設	－	－	－	－	1	1	－	－	7	3	3	－	36.4	50.0	－	11	4	
事 業 所	－	－	－	－	1	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	2	－	
寄 宿 舎	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	5	－	－	－	－	6	－	
矯正施設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
自 衛 隊	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
一般給食 センター	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
そ の 他	－	－	－	－	1	－	－	－	1	－	3	1	20.0	－	33.3	5	1	

(2) 食品表示法及び健康増進法に基づく立入検査等件数及び相談・指導の状況

ア 立入、買上検査、収去検査、報告徴収、物件提出要求の件数（単位：件）

（令和5年度）

区分	立入	買上検査		収去検査		報告徴収		物件提出要求	
	件数	検体数	違反検体数	検体数	違反検体数	件数	違反件数	件数	違反件数
食品表示法 （保健事項）	-	1	-	-	-	-	-	-	-
健康増進法 （第65条第1項）	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※立入件数は、食品表示法第8条に基づくものである

イ 指導件数（単位：件）

（令和5年度）

	件数	内訳		再掲							
		食品 （添加物除く）	添加物	生鮮食品			加工食品				添加物
				農産物	畜産物	水産物	農産物	畜産物	水産物	その他	
食品表示法 （保健事項）	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-
健康増進法 （第65条第1項）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※発見し、本庁主管課へ報告したものは含まない。

ウ 相談件数（単位：件）

（令和5年度）

	件数	内訳		再掲							
		食品 （添加物除く）	添加物	生鮮食品			加工食品				添加物
				農産物	畜産物	水産物	農産物	畜産物	水産物	その他	
食品表示法 （保健事項）	23	23	-	-	-	-	1	1	1	20	-
健康増進法 （第65条第1項）	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-

※発見し、本庁主管課へ報告したものは含まない。

(3) 健康増進事業実施状況

ア 健康診査

（令和5年度）

区分		総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町
人口（令和6年3月31日現在）		169,405	26,853	52,815	30,573	23,458	12,734	5,634	17,338
健康診査	対象者	940	239	329	129	98	69	20	56
	受診者	20	4	1	4	5	-	-	6
	受診率（％）	2.1	2	0	3	5	-	-	11
肝炎ウイルス検査	対象者	48,814	729	681	17,088	13,364	4,742	46	12,164
	受診者	357	35	18	97	58	45	4	100
	受診率（％）	0.7	5	3	1	0	1	9	1

（注）健康増進事業費補助金の事業実績報告による。

イ 健康診査以外の事業実績(健康教育、健康相談、訪問指導)

(令和5年度)

区 分			総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町
健康 教育	個 別	参加人員	-	-	-	-	-	-	-	-
	集 団	実施回数	151	-	38	43	6	64	-	-
		参加人員	2,208	-	708	1,256	120	124	-	-
健康 相 談	重 点	実施回数	28	-	-	12	6	10	-	-
		参加人員	234	-	-	55	10	169	-	-
	総 合	実施回数	31	-	-	9	12	10	-	-
		参加人員	584	-	-	171	15	398	-	-
訪問 指導	対 象 者 数		58	-	-	45	10	3	-	-
	被 指 導 実 人 員		44	-	-	40	1	3	-	-

(注) 健康増進事業費補助金の事業実績報告による。

(4)健康生活応援店の状況

(令和5年度末現在)

区 分		延 認 証 店 舗 数
禁 煙 支 援	禁 煙 支 援	-
食 生 活	栄 養 成 分 表 示	3
	野 菜 た っ ぷ り	28
	塩 分 控 え め	3
	ヘルシーオーダーメニュー	9
	塩分控えめ推進・応援	3
	朝 食 摂 取 応 援	3
	食 事 バ ラ ン ス 応 援	-
	小 計	49
運 動 実 践	正しい歩き方(ウォーキング)指導	-
	ウォーキング 勧奨・応援	5
	小 計	5
そ の 他	健 康 づ く り 応 援	30
合 計		84
実 店 舗 数		48

(5) 食育圏域連絡会議開催状況

(令和5年度)

日時	7月21日(金) 14:00～15:45	2月26日(月) 14:00～15:45
場所	農林庁舎 入札室	農林庁舎 集団指導室
参加機関数	7	7
主な議題	1. 広島県の食育の取組みについて 2. 市町食育推進計画の進捗状況について 3. 第4次広島県食育推進計画の策定の方向性について 4. その他	1. 広島県の食育の取組みについて 2. 第4次広島県食育推進計画の策定について 3. 情報交換・協議事項「各市町の食育推進の取組みについて」

会議構成機関

所属名	(担当課等)	備考
安芸高田市	健康長寿課	
府中町	健康推進課	
海田町	保健センター	
熊野町	健康推進課	
坂町	保険健康課	
安芸太田町	健康福祉課	
北広島町	保健課	
西部保健所広島支所	保健課	

(6) 受動喫煙の報告状況

(令和5年度)

	延件数(年度対応数)				
	指 導 ・ 助 言	勧 告	公 表	命 令	罰 則 (過 料)
喫煙禁止場所における喫煙	4	-	-	-	-
喫煙器具、設備等の設置	-	-	-	-	-
紛らわしい標識の掲示、 標 識 の 汚 損 等	-	-	-	-	-
20歳未満の者を喫煙室に 立 ち 入 ら せ る	-	-	-	-	-
そ の 他	6	-	-	-	-
計	10	-	-	-	-

延件数(年度分)	
喫煙可能室設置施設 届出書の受理件数	-
喫煙可能室設置施設 変更届出書の受理件数	-
喫煙可能室設置施設 廃止届出書の受理件数	-

感染症対策

(1) 感染症発生状況

			(令和5年)		
区 分	疾 病 名	件 数	区 分	疾 病 名	件 数
一 類	エボラ出血熱	-	五 類 (全数)	アメーバ赤痢	1
	クリミア・コンゴ出血熱	-		ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	-
	痘そう	-		カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	1
	南米出血熱	-		急性弛緩性麻痺(急性灰白髄膜炎は除く。)	-
	ペスト	-		急性脳炎※6	-
	マールブルグ病	-		クリプトスポリジウム症	-
	ラッサ熱	-		クロイツフェルト・ヤコブ病	-
小 計 A		-		劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1
二 類	急性灰白髄炎	-		後天性免疫不全症候群	-
	結核	19		ジアルジア症	-
	ジフテリア	-		侵襲性インフルエンザ菌感染症	-
	重症急性呼吸器症候群※1	-		侵襲性髄膜炎菌感染症	-
	中東呼吸器症候群※2	-		侵襲性肺炎球菌感染症	-
	鳥インフルエンザ(H5N1)	-		水痘(患者が入院を要すると認められるものに限り)	-
	鳥インフルエンザ(H7N9)	-		先天性風しん症候群	-
小 計 B		19		梅毒	17
三 類	コレラ	-		播種性クリプトコックス症	-
	細菌性赤痢	-		破傷風	-
	腸管出血性大腸菌感染症	3		バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-
	腸チフス	-		バンコマイシン耐性腸球菌感染症	2
	パラチフス	-		百日咳	3
小 計 C		3		風しん	-
四 類	E型肝炎	-		麻しん	-
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)	-		薬剤耐性アシネトバクター感染症	-
	A型肝炎	-	小 計 E		25
	エキノコックス症	-	五 類 (定点)	RSウイルス感染症	145
	エムボックス	-		咽頭結膜熱	109
	黄熱	-		インフルエンザ※7	2,813
	オウム病	-		A群溶結性レンサ球菌咽頭炎	129
	オムスク出血熱	-		感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限り)	-
	回帰熱	-		急性出血性結膜炎	-
	キャサナル森林病	-		クラミジア肺炎(オウム病を除く)	-
	Q熱	-		細菌性髄膜炎※8	1
	狂犬病	-		新型コロナウイルス感染症※3(令和5年5月8日以降)	2,390
	コクシジオイデス症	-		水痘	8
	ジカウイルス感染症	-		性器クラミジア感染症	2
	重症熱性血小板減少症候群※4	-		性器ヘルペスウイルス感染症	-
	腎症候性出血熱	-		尖圭コンジローマ	-
	西部ウマ脳炎	-		手足口病	118
	ダニ媒介脳炎	-		伝染性紅斑	1
	炭疽	-		突発性発しん	32
	チクングニア熱	-		ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	5
	つつが虫病	1		ヘルパンギーナ	65
	デング熱	-		マイコプラズマ肺炎	2
	東部ウマ脳炎	-		無菌性髄膜炎	-
	鳥インフルエンザ※5	-		メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	77
	ニパウイルス感染症	-		薬剤耐性緑膿菌感染症	-
	日本紅斑熱	-		流行性角結膜炎	-
	日本脳炎	-		流行性耳下腺炎	5
	ハンタウイルス肺症候群	-		淋菌感染症	-
	Bウイルス病	-	小 計 F		5,902
	鼻疽	-	指定		-
	ブルセラ症	-			-
	ベネズエラウマ脳炎	-	新		-
	ヘンドラウイルス感染症	-			-
	発しんチフス	-	小 計 G		-
	ポツリヌス症	-	新型イ ンフル エンザ 等 感染症	新型コロナウイルス感染症※3(令和5年5月7日以前)	1,450
	マラリア	-		新型インフルエンザ	-
	野兎病	-		再興型インフルエンザ	-
	ライム病	-		新型コロナウイルス感染症	-
	リッサウイルス感染症	-		再興型コロナウイルス感染症	-
	リフトバレー熱	-	小 計 H		1,450
	類鼻疽	-	総 計 A+B+C+D+E+F+G+H		7,407
	レジオネラ症	7			
	レプトスピラ症	-			
	ロッキー山紅斑熱	-			
小 計 D		8			

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限り

※3 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。)であるものに限り

※4 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限り

※5 H5N1及びH7N9を除く

※6 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く

※7 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く

※8 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く

(注1) 一、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、全数報告

(注2) 五類(定点)感染症については、定点医療機関から報告

(2) 結核の状況

ア 結核患者登録状況

(令和5年12月31日現在)

区 分		総 数	安芸 高田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安芸 太田 町	北 広 島 町
管 内 人 口		165,210	25,538	51,948	29,921	23,278	12,461	5,479	16,585
計		31	8	3	2	7	3	2	6
活動性 肺結核 患者数 (A)	喀 痰 塗 抹 陽 性 者	3	1	－	－	1	－	－	1
	そ の 他 の 結 核 菌 陽 性 者	2	1	－	－	－	1	－	－
	菌 陰 性 ・ そ の 他 の 者	1	－	1	－	－	－	－	－
活動性肺外結核患者数(B)		1	－	－	－	－	1	－	－
不活動性結核・その他の者		24	6	2	2	6	1	2	5
有 病 率 (人 口 1 0 万 対)		4.2	7.8	1.9	－	4.3	16.1	－	6.0

(注1) 結核菌検査結果については登録時の結果を示すもの。

(注2) 人口には外国人を含む。(住民基本台帳の人口に外国人を加えた数)

(注3) 有病率(人口10万対) = $\frac{\text{活動性肺結核患者数(A)} + \text{活動性肺外結核患者数(B)}}{\text{人 口}} \times 100,000$

イ 結核患者新規登録状況

(令和5年)

区 分		総 数	安芸 高田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安芸 太田 町	北 広 島 町
管 内 人 口		165,210	25,538	51,948	29,921	23,278	12,461	5,479	16,585
計 (A + B)		11	3	1	－	2	3	1	1
活動性 肺結核 患者数 (A)	喀 痰 塗 抹 陽 性 者	4	1	－	－	1	1	－	1
	そ の 他 の 結 核 菌 陽 性 者	3	2	－	－	－	1	－	－
	菌 陰 性 ・ そ の 他 の 者	1	－	1	－	－	－	－	－
活動性肺外結核患者数(B)		3	－	－	－	1	1	1	－
り 患 率 (人 口 1 0 万 対)		6.7	11.7	1.9	－	8.6	24.1	18.3	6.0
潜 在 性 結 核 感 染 症		8	－	4	－	2	－	－	2

(注1) 潜在性結核感染症は総数に含まない。

(注2) 人口には外国人を含む。(住民基本台帳の人口に外国人を加えた数)

(注3) り患率(人口10万対) = $\frac{\text{計 (A + B)}}{\text{人 口}} \times 100,000$

ウ 年齢階級別新規登録患者数

(令和5年12月31日現在)

区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
計	11	3	1	-	2	3	1	1
	(3)	(1)	(-)	(-)	(1)	(1)	(-)	(-)
0 歳 ～ 4 歳	-	-	-	-	-	-	-	-
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
5 歳 ～ 9 歳	-	-	-	-	-	-	-	-
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
10 歳 ～ 14 歳	-	-	-	-	-	-	-	-
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
15 歳 ～ 19 歳	-	-	-	-	-	-	-	-
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
20 歳 ～ 29 歳	1	1	-	-	-	-	-	-
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
30 歳 ～ 39 歳	-	-	-	-	-	-	-	-
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
40 歳 ～ 49 歳	1	-	-	-	-	1	-	-
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
50 歳 ～ 59 歳	1	-	-	-	-	-	-	1
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
60 歳 ～ 69 歳	1	-	-	-	-	-	1	-
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
70 歳 ～	7	2	1	-	2	2	-	-
	(3)	(1)	(-)	(-)	(1)	(1)	(-)	(-)

(注1)下段の()は、結核菌喀痰塗抹陽性者再掲である。

(注2)本表の総数とイ 結核患者新規登録状況の総数は一致する。

エ 結核健康診断の実施状況

① 市町別実施状況

(令和5年度)

区 分		総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
一般住民	対 象 者 数	52,938	10,353	13,550	7,258	8,244	3,795	2,881	6,857
	受 診 者 数	6,309	1,535	1,386	869	849	233	599	838
	受 診 率 (%)	11.9	14.8	10.2	12.0	10.3	6.1	20.8	12.2



(財)結核予防会結核研究所

結核に関する知識や情報を提供しています。

〒204-8533 東京都清瀬市松山3-1-24

電話 0424-93-5711 ファックス 0424-92-4600

ホームページ <http://www.jata.or.jp>

② 実施主体別実施状況

(令和5年度)

実施主体	対 象 者	対象者数	受 診 状 況		健 康 診 断 等 の 内 容				
			受診者数	受 診 率	間 接 撮 影	直 接 撮 影	ツ反応	BCG	IGRA
定 期	計	64,368	17,274	26.8	4,455	12,772	-	-	-
	事 業 者	従 業 者	7,493	7,175	95.8	845	6,283		-
	学 校 長	生 徒	1,755	1,743	99.3	-	1,743		-
		学 生	374	374	100.0	182	192		-
	施 設 長	入 所 者	1,808	1,673	92.5	361	1,312		-
	市町長	一般住民	52,938	6,309	11.9	3,067	3,242		-
知 事 (保健所長)	計	119	119	100.0	-	73	(-)	(-)	53
	接触者健診	60	60	100.0	-	15	(-)	(-)	53
	集団健診	-	-	-	-	-	(-)	(-)	-
	管理検診	59	59	100.0		58			

(注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。

(注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。

(注3) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象者数又は受診者数を記載。

(注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致します。

(注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

オ 市町別家庭訪問指導状況

(令和5年度)

区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
実 人 員	38	5	15	3	6	4	1	4
延 人 員	100	12	47	5	16	5	6	9

(3) 感染症発生に伴う指導状況

(令和5年度)

	計	一類	二類	三類	四類	五類	新型インフル エンザ等 感染症	指定感染症	新感染症
指導件数	850	-	21	1	7	119	702	-	-
うち施設指導分	125	-	1	1	1	118	4	-	-

(4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況

(令和5年度)

日時	令和6年1月18日	令和5年10月26日	令和5年11月16日
場所	Web	Web	Web
参加人数	27	14	12
主な議題	・「新型インフルエンザ等の医学的知見について」 ・「新興感染症蔓延時の対応について—BCPのための基盤づくり—」	・広島県及び管内における感染症の発生状況について ・令和5年度感染症対策事業について ・感染症対策事業に関する関係機関及び各町の取組状況等について	・広島県及び管内における感染症の発生状況について ・令和5年度感染症対策事業について ・感染症対策事業に関する関係機関及び各町の取組状況等について

会議構成メンバー

所属	職名	備考
協力医療機関	院長他	
医療機関	院長	
地区医師会	会長他	
地区歯科医師会	会長他	
地区薬剤師会	支部長他	
市町	担当課職員	
西部保健所広島支所	担当課職員他	

(5) エイズ相談及びHIV抗原抗体検査・梅毒検査の状況

(令和5年度)

区 分	相 談 件 数				HIV抗原抗体検査	梅毒検査
	計A+B+C	電 話 相 談 A	来 所 (面接相談) B	家庭訪問指導 C		
計	75	55	20	—	20	20
男 性	55	41	14	—	14	14
女 性	20	14	6	—	6	6

(6) 健康教育実施状況

(令和5年度)

区 分	種 別 内 訳			
	計	結核	エイズ、性感染症	
実施回数	3	1	2	
参加延人員	289	35	254	
(対象内訳)		高齢者福祉施設職員等職員	高校生 学校職員	

(注1)種別内訳欄には、結核、エイズ、性感染症、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌等の予防対策名を記入している。

(注2)エイズ予防は、対象内訳欄に実施した「一般」・「高校生」等のグループを記入している。

結核予防は、対象内訳欄に実施した市町名を記入している。

(7) 肝炎相談件数, 肝炎ウイルス検査の実施状況, 肝炎治療受給者証の交付状況及び
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の交付状況

ア 肝炎相談件数

(令和5年度)

計A+B	電話相談 A	来 所(面接相談) B
6	6	-

イ 肝炎ウイルス検査実施状況

(令和5年度)

検査実施日数	C型肝炎ウイルス検査実施件数		B型肝炎ウイルス検査実施件数
	HCV抗体検査	うちHCV核酸増幅検査	HBs抗原検査
-	-	-	-

ウ 肝炎治療受給者証交付状況

(ア) インターフェロン治療

(令和5年度)

区 分	計	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町	管外
申 請 数	1	-	-	1	-	-	-	-	-
交 付 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(イ) 核酸アナログ製剤治療

(令和5年度)

区 分	計	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町	管外
申 請 数	8	2	-	1	-	-	-	2	3
交 付 数	6	1	-	1	-	-	-	2	2

(ウ) インターフェロンフリー治療

(令和5年度)

区 分	計	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町	管外
申 請 数	6	1	2	-	-	1	-	1	1
交 付 数	3	-	1	-	-	1	-	-	1

(エ) 肺がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付状況

(令和5年度)

区 分	計	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町	管外
申 請 数	15	3	2	2	-	1	-	3	4
交 付 数	9	1	1	1	-	1	-	2	3

歯科保健対策

(1) 訪問指導等の状況

(令和5年度)

区 分	訪 問 に よ る 検 診 ・ 保 健 指 導 人 員									
	実 人 員	内 訳				延 人 員	内 訳			
		身体障害者 （ 児 ）	知的障害者 （ 児 ）	難 病 患 者	そ の 他		身体障害者 （ 児 ）	知的障害者 （ 児 ）	難 病 患 者	そ の 他
実 施 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(2) 相談事業の状況

(令和5年度)

（令和5年度）

区 分	回 数	実 人 員	内 訳			延 人 員	内 訳		
			本 人	保 護 者 介 護 者	そ の 他		本 人	保 護 者 介 護 者	そ の 他
実 施 数	-	-	-	-	-	-	-	-	

(3) 市町指導・支援の状況

(令和5年度)

区 分	指 導 項 目	総 数	市 町 名						
			安芸高田市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安芸太田町	北 広 島 町
実 施 数	企画・連携・調整	17	3	2	2	2	2	3	3
	調査・研究	-	-	-	-	-	-	-	-
	情報の収集・提供	28	4	4	4	4	4	4	4

精神保健福祉対策

(1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況

(入院患者数は3月31日現在、通院患者数は3月31日現在)

区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	管 内 市 町 計	管 外
措置入院患者数	2	-	1	1	-	-	-	-	2	-
医療保護入院患者数	241	45	60	28	31	14	33	25	236	5
自立支援医療受給者数(精神通院)	3,894	543	1,283	781	568	289	100	330	3,894	-
通報件数(精神保健福祉法23条～26条)	16									

(注)通報件数は、令和5年度1年間分の件数。

(2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況

(令和6年3月31日現在)

障 害 等 級	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
計	2,230	371	702	364	304	177	74	238
1 級	70	12	24	11	6	6	3	8
2 級	1,221	234	370	186	162	95	47	127
3 級	939	125	308	167	136	76	24	103

(3) 組織育成支援状況

(令和5年度)

区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	管 内 市 町 計	管 外
計	3	-	-	-	3	-	-	-	3	-
患者会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
家族会	3	-	-	-	3	-	-	-	3	-
断酒会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ボランティア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)精神保健福祉に関わる組織の育成のための支援活動を行った回数を計上している。

【例】会への出席、その準備のための当事者リーダーとの打ち合わせ及び関係機関との連絡等

(4) 相談指導実施状況

(令和5年度)

[illegible]

(注)相談件数には、定期相談以外のその他の相談も含めている。

(5) 家庭訪問指導状況

(令和5年度)

区 分		総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	管 内 市 町 計	管 外
実 人 員		7	-	2	2	1	1	1	-	7	-
延 人 員		16	-	5	6	1	2	2	-	16	-
内 訳	老 人 精 神 保 健	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	社 会 復 帰	14	-	5	6	1	-	2	-	14	-
	ア ル コ ー ル	2	-	-	-	-	2	-	-	2	-
	薬 物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ギ ャ ン ブ ル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ゲ ー ム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	思 春 期	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	心 の 健 康 づ くり	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	うつ・うつ状態	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	摂食障害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	てんかん	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(再 掲) ひ き こ も り	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	(再 掲) 発 達 障 害	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	(再 掲) 自 殺 関 連	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	(再 掲) 自 殺 者 の 遺 族	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	(再 掲) 犯 罪 被 害	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	(再 掲) 災 害	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	(再 掲) 措置入院等退院支援	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

(6) 個別事例検討会

ア ガイドラインに基づく措置入院者の退院支援に関する事例検討会

(令和5年度)

区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	管 内 市 町 計	管 外
実施回数	7	3	2	1	1	-	-	-	7	-
対象者数	6	2	2	1	1	-	-	-	6	-
参加延人数	58	23	14	12	9	-	-	-	58	-

イ ガイドラインに基づく精神科病院入院者(措置以外)の退院支援に関する事例検討会

(令和5年度)

区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	管 内 市 町 計	管 外
実施回数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
対象者数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
参加延人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

ウ その他の事例検討会

ヒ素ミルク含めない

(令和5年度)

区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	管 内 市 町 計	管 外
実施回数	11	3	2	-	2	3	-	1	11	-
対象者数	12	3	2	-	2	3	-	2	12	-
参加延人数	85	15	17	-	16	27	-	10	85	-

(7) 普及啓発・人材養成実施状況

ア 自殺対策

(令和5年度)

区 分	計	種 別 内 訳
		研修会
実施回数	1	1
対 象 者		市町,学校関係機関委員
参加延人数 (配布部数)	35	35

(注)種別内訳欄には、講演会、研修会、街頭啓発活動等の種別を記入している。

イ その他の精神保健福祉対策

(令和5年度)

区 分	計	種 別 内 訳
		地 域 生 活 支 援
		研修会
実施回数	1	1
対 象 者		精神保健福祉医療関係者
参加延人数 (配布部数)	56	56

(注)種別内訳欄には、上段にアルコール、思春期、地域生活支援事業等の対策名を、
下段に講演会、研修会、街頭啓発活動等の種別を記入している。

(8) 会議開催状況

(令和5年度)

会議名	計	未成年飲酒防止 資料検討会	海田圏域精神障害 者地域生活支援事 業に係る会議	芸北圏域精神障害 者地域生活支援事 業に係る会議	海田圏域自殺未遂 者支援対策会議	芸北圏域自殺未遂者 支援対策会議
実施回数	7	1	2	2	1	1
参加機関数 (延 数)	102	6	33	39	10	14

難病対策等

(1) 特定医療費(指定難病)の承認状況

(令和6年3月31日現在)

告示番号	病名	疾患群	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
	承認総件数		1,507	261	441	240	241	125	64	135
001	球脊髄性筋萎縮症	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
002	筋萎縮性側索硬化症	神経・筋疾患	17	2	4	3	3	1	1	3
003	脊髄性筋萎縮症	神経・筋疾患	1	－	1	－	－	－	－	－
004	原発性側索硬化症	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
005	進行性核上性麻痺	神経・筋疾患	14	3	3	2	1	2	2	1
006	パーキンソン病	神経・筋疾患	221	41	62	25	41	24	10	18
007	大脳皮質基底核変性症	神経・筋疾患	9	1	3	－	1	1	3	－
008	ハンチントン病	神経・筋疾患	1	－	1	－	－	－	－	－
009	神経有棘赤血球症	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
010	シャルコー・マリー・トゥース病	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
011	重症筋無力症	神経・筋疾患	37	6	11	4	4	6	4	2
012	先天性筋無力症候群	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
013	多発性硬化症／視神経脊髄炎	神経・筋疾患	29	4	5	6	6	5	1	2
014	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／ 多巣性運動ニューロパチー	神経・筋疾患	5	1	2	－	1	－	1	－
015	封入体筋炎	神経・筋疾患	3	1	－	1	－	1	－	－
016	クロウ・深瀬症候群	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
017	多系統萎縮症	神経・筋疾患	11	4	2	－	1	1	－	3
018	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)	神経・筋疾患	38	12	8	7	4	3	2	2
019	ライソゾーム病	代謝疾患	4	3	－	1	－	－	－	－
020	副腎白質ジストロフィー	代謝疾患	1	－	－	1	－	－	－	－
021	ミトコンドリア病	代謝疾患	3	－	－	－	3	－	－	－
022	もやもや病	神経・筋疾患	17	1	3	7	3	2	－	1
023	プリオン病	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
024	亜急性硬化性全脳炎	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
025	進行性多巣性白質脳症	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
026	HTLV－1関連脊髄症	神経・筋疾患	1	－	－	－	－	－	－	1
027	特発性基底核石灰化症	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
028	全身性アミロイドーシス	代謝疾患	12	1	5	2	3	－	1	－
029	ウルリッヒ病	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
030	遠位型ミオパチー	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
031	ベスレムミオパチー	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
032	自己食食空胞性ミオパチー	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
033	シュワルツ・ヤンペル症候群	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
034	神経線維腫症	皮膚・結合組織疾患	9	2	2	2	－	1	2	－
035	天疱瘡	皮膚・結合組織疾患	6	3	1	2	－	－	－	－
036	表皮水疱症	皮膚・結合組織疾患	1	－	－	－	－	－	－	1
037	膿疱性乾癬(汎発型)	皮膚・結合組織疾患	4	－	－	1	1	－	－	2
038	ステイーヴンス・ジョンソン症候群	皮膚・結合組織疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
039	中毒性表皮壊死症	皮膚・結合組織疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
040	高安動脈炎	免疫疾患	5	－	2	－	2	1	－	－
041	巨細胞性動脈炎	免疫疾患	4	1	1	－	1	－	1	－
042	結節性多発動脈炎	免疫疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
043	顕微鏡的多発血管炎	免疫疾患	9	1	3	1	2	－	－	2
044	多発血管炎性肉芽腫症	免疫疾患	5	3	－	1	1	－	－	－
045	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	免疫疾患	5	－	3	1	1	－	－	－
046	悪性関節リウマチ	免疫疾患	5	1	－	－	1	1	2	－
047	バージャー病	循環器疾患	5	1	1	1	1	－	－	1
048	原発性抗リン脂質抗体症候群	免疫疾患	1	－	－	1	－	－	－	－
049	全身性エリテマトーデス	免疫疾患	64	12	20	12	9	8	1	2
050	皮膚筋炎／多発性筋炎	免疫疾患	27	3	9	3	5	2	2	3

告示番号	病名	疾患群	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
051	全身性強皮症	免疫疾患	36	6	9	9	4	5	—	3
052	混合性結合組織病	免疫疾患	11	—	2	1	4	1	2	1
053	シェーグレン症候群	免疫疾患	17	4	6	3	2	—	—	2
054	成人発症ステル病	免疫疾患	6	—	1	2	2	—	—	1
055	再発性多発軟骨炎	免疫疾患	4	2	1	1	—	—	—	—
056	ベーチェット病	免疫疾患	16	4	2	2	3	—	1	4
057	特発性拡張型心筋症	循環器疾患	33	4	5	5	13	2	—	4
058	肥大型心筋症	循環器疾患	6	—	2	—	1	—	2	1
059	拘束型心筋症	循環器疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
060	再生不良性貧血	血液疾患	6	1	5	—	—	—	—	—
061	自己免疫性溶血性貧血	血液疾患	2	—	—	1	—	—	—	1
062	発作性夜間ヘモグロビン尿症	血液疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
063	特発性血小板減少性紫斑病	血液疾患	28	6	8	4	4	4	—	2
064	血栓性血小板減少性紫斑病	血液疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
065	原発性免疫不全症候群	血液疾患	7	2	3	—	2	—	—	—
066	IgA腎症	腎・泌尿器疾患	24	7	8	1	3	3	—	2
067	多発性嚢胞腎	腎・泌尿器疾患	22	2	5	7	4	3	—	1
068	黄色靱帯骨化症	骨・関節疾患	8	2	—	2	—	—	3	1
069	後縦靱帯骨化症	骨・関節疾患	38	10	7	6	5	1	2	7
070	広範脊柱管狭窄症	骨・関節疾患	30	12	2	3	—	1	3	9
071	特発性大腿骨頭壊死症	骨・関節疾患	44	13	12	6	3	3	4	3
072	下垂体性ADH分泌異常症	内分泌疾患	7	—	4	—	1	—	—	2
073	下垂体性TSH分泌亢進症	内分泌疾患	1	1	—	—	—	—	—	—
074	下垂体性PRL分泌亢進症	内分泌疾患	5	1	2	—	2	—	—	—
075	クッシング病	内分泌疾患	1	—	1	—	—	—	—	—
076	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	内分泌疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
077	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	内分泌疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
078	下垂体前葉機能低下症	内分泌疾患	28	5	11	5	4	1	—	2
079	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	代謝疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
080	甲状腺ホルモン不応症	内分泌疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
081	先天性副腎皮質酵素欠損症	内分泌疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
082	先天性副腎低形成症	内分泌疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
083	アジソン病	内分泌疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
084	サルコイドーシス	呼吸器疾患	11	2	3	1	2	2	1	—
085	特発性間質性肺炎	呼吸器疾患	25	12	8	1	3	—	1	—
086	肺動脈性肺高血圧症	呼吸器疾患	5	—	3	2	—	—	—	—
087	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	呼吸器疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
088	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	呼吸器疾患	9	—	1	2	6	—	—	—
089	リンパ脈管筋腫症	呼吸器疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
090	網膜色素変性症	視覚疾患	26	1	11	2	9	2	—	1
091	バッド・キアリ症候群	消化器疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
092	特発性門脈圧亢進症	消化器疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
093	原発性胆汁性胆管炎	消化器疾患	45	8	5	9	9	4	2	8
094	原発性硬化性胆管炎	消化器疾患	2	—	—	1	—	—	1	—
095	自己免疫性肝炎	消化器疾患	19	4	5	1	3	1	2	3
096	クローン病	消化器疾患	77	5	30	18	11	8	3	2
097	潰瘍性大腸炎	消化器疾患	191	23	78	38	21	15	—	16
098	好酸球性消化管疾患	消化器疾患	1	—	—	1	—	—	—	—
099	慢性特発性偽性腸閉塞症	消化器疾患	—	—	—	—	—	—	—	—

告示番号	病名	疾患群	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	消化器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
101	腸管神経節細胞減少症	消化器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
102	ルビンシュタイン・ティビ症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
103	CFC症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
104	コステロ症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
105	チャージ症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
106	クリオピリン関連周期熱症候群	免疫疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
107	全身型若年性特発性関節炎	免疫疾患	1	-	1	-	-	-	-	-
108	TNF受容体関連周期性症候群	免疫疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
109	非典型溶血性尿毒症症候群	腎・泌尿器疾患	1	-	-	1	-	-	-	-
110	ブラウ症候群	免疫疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
111	先天性ミオパシー	神経・筋疾患	1	-	-	-	-	1	-	-
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
113	筋ジストロフィー	神経・筋疾患	6	-	2	2	2	-	-	-
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
115	遺伝性周期性四肢麻痺	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
116	アトピー性脊髄炎	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
117	脊髄空洞症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
118	脊髄髄膜瘤	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
119	アイザックス症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
120	遺伝性ジストニア	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
121	脳内鉄沈着神経変性症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
122	脳表ヘモジデリン沈着症	神経・筋疾患	1	-	-	1	-	-	-	-
123	HTRA1関連脳小血管病	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
125	神経軸索スフエロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
126	ベリー病	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
127	前頭側頭葉変性症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
128	ピッカースタッフ脳幹脳炎	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
130	先天性無痛無汗症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
131	アレキサンダー病	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
132	先天性核上性球麻痺	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
133	メビウス症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	視覚疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
135	アイカルディ症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
136	片側巨脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
137	限局性皮質異形成	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
138	神経細胞移動異常症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
139	先天性大脳白質形成不全症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
140	ドラベ症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
142	ミオクロニー欠神てんかん	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
144	レノックス・ガストー症候群	神経・筋疾患	2	-	-	1	-	1	-	-
145	ウエスト症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
146	大田原症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
147	早期ミオクロニー脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
150	環状20番染色体症候群	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
151	ラスマッセン脳炎	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
152	PCDH19関連症候群	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
155	ランドウ・クレフナー症候群	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
156	レット症候群	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
157	スタージ・ウェーバー症候群	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
158	結節性硬化症	神経・筋疾患	2	－	1	－	1	－	－	－
159	色素性乾皮症	皮膚・結合組織疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
160	先天性魚鱗癬	皮膚・結合組織疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
161	家族性良性慢性天疱瘡	皮膚・結合組織疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	皮膚・結合組織疾患	3	－	2	－	1	－	－	－
163	特発性後天性全身性無汗症	皮膚・結合組織疾患	1	－	－	－	1	－	－	－
164	眼皮膚白皮症	視覚疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
165	肥厚性皮膚骨膜炎	染色体・遺伝子異常	－	－	－	－	－	－	－	－
166	弾性線維性仮性黄色腫	皮膚・結合組織疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
167	マルファン症候群／ロイス・ディーズ症候群	循環器疾患	3	－	1	－	2	－	－	－
168	エーラス・ダンロス症候群	染色体・遺伝子異常	－	－	－	－	－	－	－	－
169	メンケス病	代謝疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
170	オクシタル・ホーン症候群	染色体・遺伝子異常	－	－	－	－	－	－	－	－
171	ウィルソン病	代謝疾患	1	－	－	1	－	－	－	－
172	低ホスファターゼ症	骨・関節疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
173	VATER症候群	染色体・遺伝子異常	－	－	－	－	－	－	－	－
174	那須ハコラ病	染色体・遺伝子異常	－	－	－	－	－	－	－	－
175	ウィーバー症候群	染色体・遺伝子異常	－	－	－	－	－	－	－	－
176	コフィン・ローリー症候群	染色体・遺伝子異常	－	－	－	－	－	－	－	－
177	ジュベール症候群関連疾患	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
178	モワット・ウィルソン症候群	染色体・遺伝子異常	－	－	－	－	－	－	－	－
179	ウィリアムズ症候群	循環器疾患	1	－	1	－	－	－	－	－
180	ATR-X症候群	染色体・遺伝子異常	－	－	－	－	－	－	－	－
181	クルーゾン症候群	聴覚・平衡機能疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
182	アペール症候群	聴覚・平衡機能疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
183	ファイファー症候群	聴覚・平衡機能疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
184	アントレー・ピクスラー症候群	聴覚・平衡機能疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
185	コフィン・シリス症候群	染色体・遺伝子異常	－	－	－	－	－	－	－	－
186	ロスムンド・トムソン症候群	染色体・遺伝子異常	－	－	－	－	－	－	－	－
187	歌舞伎症候群	染色体・遺伝子異常	－	－	－	－	－	－	－	－
188	多脾症候群	循環器疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
189	無脾症候群	循環器疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
190	鰓耳腎症候群	聴覚・平衡機能疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
191	ウェルナー症候群	内分泌疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
192	コケイン症候群	染色体・遺伝子異常	－	－	－	－	－	－	－	－
193	ブラダー・ウィリ症候群	内分泌疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
194	ソトス症候群	染色体・遺伝子異常	－	－	－	－	－	－	－	－
195	ズーナン症候群	染色体・遺伝子異常	－	－	－	－	－	－	－	－
196	ヤング・シンプソン症候群	染色体・遺伝子異常	－	－	－	－	－	－	－	－
197	1p36欠失症候群	染色体・遺伝子異常	－	－	－	－	－	－	－	－
198	4p欠失症候群	染色体・遺伝子異常	－	－	－	－	－	－	－	－
199	5p欠失症候群	染色体・遺伝子異常	－	－	－	－	－	－	－	－

告示番号	病名	疾患群	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
200	第14番染色体父親性ダイノミー症候群	染色体・遺伝子異常	—	—	—	—	—	—	—	—
201	アンジェルマン症候群	神経・筋疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
202	スミス・マギニス症候群	染色体・遺伝子異常	—	—	—	—	—	—	—	—
203	22q11.2欠失症候群	循環器疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
204	エマヌエル症候群	染色体・遺伝子異常	—	—	—	—	—	—	—	—
205	脆弱X症候群関連疾患	染色体・遺伝子異常	—	—	—	—	—	—	—	—
206	脆弱X症候群	染色体・遺伝子異常	—	—	—	—	—	—	—	—
207	総動脈幹遺残症	循環器疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
208	修正大血管転位症	循環器疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
209	完全大血管転位症	循環器疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
210	単心室症	循環器疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
211	左心低形成症候群	循環器疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
212	三尖弁閉鎖症	循環器疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	循環器疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	循環器疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
215	ファロー四徴症	循環器疾患	1	—	1	—	—	—	—	—
216	両大血管右室起始症	循環器疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
217	エブスタイン病	循環器疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
218	アルポート症候群	腎・泌尿器疾患	1	—	—	—	—	—	—	1
219	ギャロウェイ・モフト症候群	腎・泌尿器疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
220	急速進行性糸球体腎炎	腎・泌尿器疾患	6	2	3	—	—	—	1	—
221	抗糸球体基底膜腎炎	腎・泌尿器疾患	1	1	—	—	—	—	—	—
222	一次性ネフローゼ症候群	腎・泌尿器疾患	30	4	4	7	6	3	—	6
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	腎・泌尿器疾患	3	2	—	—	—	—	—	1
224	紫斑病性腎炎	腎・泌尿器疾患	2	1	1	—	—	—	—	—
225	先天性腎性尿崩症	腎・泌尿器疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	腎・泌尿器疾患	3	—	—	—	2	1	—	—
227	オスラー病	染色体・遺伝子異常	1	—	1	—	—	—	—	—
228	閉塞性細気管支炎	呼吸器疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	呼吸器疾患	1	—	1	—	—	—	—	—
230	肺胞低換気症候群	呼吸器疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
231	α1-アンチトリプシン欠乏症	呼吸器疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
232	カーニー複合	内分泌疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
233	ウォルフラム症候群	内分泌疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
234	ベルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	代謝疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
235	副甲状腺機能低下症	内分泌疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
236	偽性副甲状腺機能低下症	内分泌疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	内分泌疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	内分泌疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	内分泌疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
240	フェニルケトン尿症	代謝疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
241	高チロシン血症1型	代謝疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
242	高チロシン血症2型	代謝疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
243	高チロシン血症3型	代謝疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
244	メーブルシロップ尿症	代謝疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
245	プロピオン酸血症	代謝疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
246	メチルマロン酸血症	代謝疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
247	イソ吉草酸血症	代謝疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
248	グルコーストランスポーター1欠損症	代謝疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
249	グルタル酸血症1型	代謝疾患	—	—	—	—	—	—	—	—

告示番号	病名	疾患群	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
250	グルタル酸血症2型	代謝疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
251	尿素サイクル異常症	代謝疾患	1	—	—	1	—	—	—	—
252	リジン尿性蛋白不耐症	代謝疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
253	先天性葉酸吸収不全	代謝疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
254	ボルフィリン症	代謝疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	代謝疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
256	筋型糖原病	代謝疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
257	肝型糖原病	代謝疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	代謝疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	代謝疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
260	システロール血症	代謝疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
261	タンジール病	代謝疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
262	原発性高カイロミクロン血症	代謝疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
263	脳髄黄色腫症	神経・筋疾患	1	—	1	—	—	—	—	—
264	無βリボタンパク血症	代謝疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
265	脂肪萎縮症	内分泌疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
266	家族性地中海熱	免疫疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
267	高IgD症候群	免疫疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
268	中條・西村症候群	免疫疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	免疫疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
270	慢性再発性多発性骨髄炎	骨・関節疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
271	強直性脊椎炎	骨・関節疾患	10	1	2	2	3	—	—	2
272	進行性骨化性線維異形成症	骨・関節疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	骨・関節疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
274	骨形成不全症	骨・関節疾患	1	—	1	—	—	—	—	—
275	タナトフォリック骨異形成症	骨・関節疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
276	軟骨無形成症	骨・関節疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
277	リンパ管腫症/ゴーム病	呼吸器疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	呼吸器疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	循環器疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	循環器疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
281	クリッペル・トレノネー・ウエーバー症候群	循環器疾患	1	—	—	—	—	1	—	—
282	先天性赤血球形成異常性貧血	血液疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
283	後天性赤芽球癆	血液疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	血液疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
285	ファンconi貧血	血液疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
286	遺伝性鉄芽球性貧血	血液疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
287	エブスタイン症候群	染色体・遺伝子異常	—	—	—	—	—	—	—	—
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	血液疾患	1	—	—	1	—	—	—	—
289	クロンカイト・カナダ症候群	消化器疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	消化器疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
291	ヒルシュスブルング病(全結腸型又は小腸型)	消化器疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
292	総排泄腔外反症	消化器疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
293	総排泄腔遺残	消化器疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
294	先天性横隔膜ヘルニア	呼吸器疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
295	乳幼児肝巨大血管腫	消化器疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
296	胆道閉鎖症	消化器疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
297	アラジール症候群	消化器疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
298	遺伝性膵炎	消化器疾患	—	—	—	—	—	—	—	—
299	囊胞性線維症	消化器疾患	—	—	—	—	—	—	—	—

告示番号	病名	疾患群	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
300	IgG4関連疾患	免疫疾患	8	2	2	1	2	-	1	-
301	黄斑ジストロフィー	視覚疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
302	レーベル遺伝性視神経症	視覚疾患	1	-	-	1	-	-	-	-
303	アッシャー症候群	聴覚・平衡機能疾患 視覚疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
304	若年発症型両側性感音難聴	聴覚・平衡機能疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
305	遅発性内リンパ水腫	聴覚・平衡機能疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
306	好酸球性副鼻腔炎	免疫疾患 聴覚・平衡機能疾患	44	4	22	3	5	3	2	5
307	カナバン病	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
308	進行性白質脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
309	進行性ミオクロームスてんかん	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
310	先天異常症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
311	先天性三尖弁狭窄症	循環器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
312	先天性僧帽弁狭窄症	循環器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
313	先天性肺静脈狭窄症	循環器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
314	左肺動脈右肺動脈起始症	循環器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)／LMX1B関連腎症	腎・泌尿器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
316	カルニチン回路異常症	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
317	三頭酵素欠損症	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
318	シトリン欠損症	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
319	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
320	先天性グリコシルホスファテジリノシトール(GPI)欠損症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
321	非ケトシス型高グリシン血症	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
322	β -ケトチオラーゼ欠損症	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
324	メチルグルタコン酸尿症	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
325	遺伝性自己炎症疾患	免疫疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
326	大理石骨病	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
327	特異性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	血液疾患	1	-	1	-	-	-	-	-
328	前眼部形成異常	視覚疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
329	無虹彩症	視覚疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
330	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	呼吸器疾患 聴覚・平衡機能疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
331	特異性多中心性キャッスルマン病	血液疾患	1	-	1	-	-	-	-	-
332	膠様滴状角膜ジストロフィー	視覚疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
333	ハッチソン・ギルフォート症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
334	脳クレアチン欠乏症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
335	ネフロン癆	腎・泌尿器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
336	家族性低 β リポタンパク血症1(ホモ接合体)	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
337	ホモシスチン尿症	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	消化器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 特定疾患治療研究事業の承認状況

(令和6年3月31日現在)

区 分	総 数	安芸 高田	府中 町	海田 町	熊野 町	坂 町	安芸 太田	北広 島町
承認総件数	2	1	－	1	－	－	－	－
スモン	2	1	－	1	－	－	－	－
難治性の肝炎のうち 劇症肝炎	－	－	－	－	－	－	－	－
重症急性性肺炎	－	－	－	－	－	－	－	－
プリオン病(ヒト由来 乾燥硬膜移植による クロイツフェルト・ヤコ ブ病に限る)	－	－	－	－	－	－	－	－

(3) 小児慢性特定疾病医療費助成の状況

(令和6年3月31日現在)

疾病 番号	区 分	総 数	安芸 高田 市	府中 町	海田 町	熊野 町	坂 町	安芸 太田 町	北広 島町
	承認総件数	188	19	62	48	34	14	2	9
1	悪性新生物	27	5	9	8	2	1	1	1
2	慢性腎疾患	9	1	3	2	2	－	1	－
3	慢性呼吸器疾患	3	1	－	－	1	1	－	－
4	慢性心疾患	39	2	14	10	10	2	－	1
5	内分泌疾患	43	6	11	14	7	3	－	2
6	膠原病	4	－	2	1	1	－	－	－
7	糖尿病	14	－	5	3	3	2	－	1
8	先天性代謝異常	6	1	1	－	2	2	－	－
9	血液疾患	4	1	3	－	－	－	－	－
10	免疫疾患	3	1	1	1	－	－	－	－
11	神経・筋疾患	18	－	6	4	2	2	－	4
12	慢性消化器疾患	11	1	5	4	－	1	－	－
13	染色体または遺伝子に 変化を伴う症候群	4	－	1	1	2	－	－	－
14	皮膚疾患	1	－	－	－	1	－	－	－
15	骨系統疾患	2	－	1	－	1	－	－	－
16	脈管系疾患	－	－	－	－	－	－	－	－

(4) 長期療養児療育相談指導の実施状況

ア 訪問指導等の状況

(令和5年度)

区 分	訪 問 に よ る 検 診 ・ 保 健 指 導 人 員									
	実 人 員	内 訳				延 人 員	内 訳			
		身 体 障 害 者 （ 児 ）	知 的 障 害 者 （ 児 ）	難 病 患 者	そ の 他		身 体 障 害 者 （ 児 ）	知 的 障 害 者 （ 児 ）	難 病 患 者	そ の 他
実 施 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

イ 相談事業の状況

(令和5年度)

区 分	回 数	実 人 員	内 訳			延 人 員	内 訳		
			本 人	保 護 者 者 介 護 者	そ の 他		本 人	保 護 者 者 介 護 者	そ の 他
実 施 数	1	29	-	8	21	29	-	8	21

(5) 相談事業の実施状況

(令和5年度)

区 分		管 内	管 外
指定難病	実 人 員	77	-
	延 人 員	321	-
	申 請 等	39	-
	医 療	91	-
	病 気・病 状	48	-
	治 療・服 薬	65	-
	看 護・日 常 生 活	58	-
	福 祉 制 度	-	-
	就 労	-	-
	就 学	-	-
	食 事 ・ 栄 養	14	-
	歯 科	4	-
	そ の 他	2	-
小児慢性特定疾病	実 人 員	19	1
	延 人 員	42	1
	申 請 等	8	-
	医 療	11	1
	病 気・病 状	4	-
	治 療・服 薬	10	-
	看 護・日 常 生 活	4	-
	福 祉 制 度	-	-
	就 労	-	-
	就 学	5	-
	食 事 ・ 栄 養	-	-
	歯 科	-	-
	そ の 他	-	-

(6) 電話相談及び面接相談等の状況

(令和5年度)

区 分	電 話 相 談	面 接 相 談	総 数
延 人 員	52	45	97

(注)相談事業以外で、随時に行われたものを計上している。

(7) 家庭訪問指導の状況

ア 指定難病

(令和5年度)

区 分	総 数	安芸高 田市	府中 町	海田 町	熊野 町	坂 町	安芸太 田町	北広島 町
実 人 員	2	1	-	-	1	-	-	-
延 人 員	3	2	-	-	1	-	-	-

イ 小児慢性特定疾病

(令和5年度)

区 分	総 数	安芸高 田市	府中 町	海田 町	熊野 町	坂 町	安芸太 田町	北広島 町
実 人 員	-	-	-	-	-	-	-	-
延 人 員	-	-	-	-	-	-	-	-

(8) 患者・家族に対する学習会の実施状況

(令和5年度)

区 分	総 数	安芸高 田市	府中 町	海田 町	熊野 町	坂 町	安芸太 田町	北広島 町	所 内	管 外
開 催 回 数	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-
実 人 員	4	-	-	-	-	-	-	4	-	-
延 人 員	4	-	-	-	-	-	-	4	-	-

(注)開催場所別に計上している。

(9)在宅療養支援計画策定・評価会議の開催状況

(令和5年度)

開催回数	-
参加人数	-

(10)アレルギー疾患相談事業等実施状況

ア 相談開催回数

(令和5年度)

開催回数	相談実人員	相談延人員
-	-	-

イ 対象者

(ア)年齢別内訳

(令和5年度)

年齢	相談実人員	相談延人員
乳児	-	-
1～3歳未満	-	-
3～6歳未満	-	-
6歳以上	-	-
合計	-	-

(イ)疾患別内訳

(令和5年度)

年齢	アトピー性皮膚炎	気管支喘息	花粉症	リウマチ	その他(内容)	計
乳児	-	-	-	-	-	-
1～3歳未満	-	-	-	-	-	-
3～6歳未満	-	-	-	-	-	-
6歳以上	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-

ウ 連絡協議会等開催状況(研修会実施を含む)

(令和5年度)

開催回数	-
参加人数	-

(11) アスベスト相談状況

ア 相談件数(実受付件数)

(令和5年度)

1

イ 相談内容

(令和5年度)

相談区分	延件数
1 労働衛生に関するもの (例) 石綿に関する作業に従事していたが、労災手続きを知りたい	-
2 環境、居住空間に関するもの (例) 建物、駐車場に石綿を思われる箇所(建材)があり心配 自宅の建材に石綿が使っているか調べてもらえるか等	-
3 健康に関するもの (例) 石綿製品の製造等に従事していたため、健康が心配 近くに石綿製品の製造工場があったため、健康が心配	-
4 建築に関するもの (例) どの建材に石綿が含まれているか知りたい 石綿を含む建材の除去工事はどうすれば良いか	-
5 その他 (例) 石綿等を運搬するために必要な産業廃棄物処理業許可について 石綿を含む建材の廃棄方法について	-
計	-
石綿健康被害救済給付に関するもの	1

※ 延件数の合計は、相談内容が重複しているものがあるため、実受付件数の合計とは一致しない。

(12) 森永ひ素ミルク患者対策

ア 相談等状況件数

(令和5年度)

相 談	-件
家 庭 訪 問	1件

イ 連絡会議等開催状況

(令和5年度)

開 催 回 数	1回
参 加 人 数	15人

母子保健対策

(1) 特定不妊治療費助成(先進医療)の申請状況

(令和5年度)

区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
延件数	74	5	32	31	2	-	-	4

(2) 特定不妊治療費助成(全額自費診療)の申請状況

(令和5年度)

区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
延件数	11	3	3	3	1	1	-	-

(3) 不妊検査費等助成の申請状況

(令和5年度)

区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
件数	44	2	23	13	3	-	-	3

(4) 先天性代謝異常等検査結果指導状況

※実証事業対象疾患(SCID・SMA・BCD)含む

(令和5年度)

区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
連 絡 票 件 数	6	-	2	3	-	-	1	-
保 健 指 導 延 人 員	6	-	2	3	-	-	1	-

食品衛生対策

(1) 施設数の状況

ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設数

(令和6年3月31日現在)

区 分		総 数	安芸 高田市	府 中町	海 田町	熊 野町	坂 町	安芸 太田町	北 広島町
計		987	173	227	158	97	81	76	175
飲食店 営業	一 般 食 堂 ・ レ ス ト ラ ン 等	297	48	75	49	35	24	20	46
	仕 出 し ・ 弁 当	130	29	18	26	11	11	10	25
	旅 館	22	2	－	－	2	－	7	11
	そ の 他	154	17	56	25	16	9	12	19
菓 子 (パ ン を 含 む) 製 造 業		78	9	7	9	8	10	8	27
乳 処 理 業		－	－	－	－	－	－	－	－
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業		－	－	－	－	－	－	－	－
乳 製 品 製 造 業		1	1	－	－	－	－	－	－
集 乳 業		－	－	－	－	－	－	－	－
魚 介 類 販 売 業		55	12	11	10	5	3	4	10
魚 介 類 せ り 売 り 営 業		－	－	－	－	－	－	－	－
魚 肉 ね り 製 品 製 造 業		－	－	－	－	－	－	－	－
食 品 の 冷 凍 ま た は 冷 蔵 業		5	1	－	1	－	3	－	－
缶 詰 又 は 瓶 詰 食 品 製 造 業 (上 記 お よ び 下 記 以 外)		－	－	－	－	－	－	－	－
喫 茶 店 営 業		154	27	53	27	10	18	3	16
あ ん 類 製 造 業		1	－	－	1	－	－	－	－
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業		－	－	－	－	－	－	－	－
食 肉 処 理 業		7	2	1	1	1	－	1	1
食 肉 販 売 業		25	2	3	7	4	2	2	5
食 肉 製 品 製 造 業		1	1	－	－	－	－	－	－
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業		－	－	－	－	－	－	－	－
食 用 油 脂 製 造 業		－	－	－	－	－	－	－	－
マーガリン又はショートニング製造業		－	－	－	－	－	－	－	－
み そ 製 造 業		4	2	－	－	－	－	－	2
醬 油 製 造 業		2	2	－	－	－	－	－	－
ソ ー ス 類 製 造 業		3	2	－	－	1	－	－	－
酒 類 製 造 業		7	2	－	－	1	－	1	3
豆 腐 製 造 業		4	2	－	－	－	－	－	2
納 豆 製 造 業		－	－	－	－	－	－	－	－
め ん 類 製 造 業		3	1	－	－	－	－	2	－
そ う ざ い 製 造 業		29	9	3	1	3	－	6	7
添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたものに限る)製造業		2	－	－	－	－	1	－	1
食 品 の 放 射 線 照 射 業		－	－	－	－	－	－	－	－
清 涼 飲 料 水 製 造 業		2	2	－	－	－	－	－	－
氷 雪 製 造 業		1	－	－	1	－	－	－	－

イ 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設数

(令和6年3月31日現在)

区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
計	1,004	188	248	139	88	63	86	192
飲 食 店 営 業	716	119	201	110	65	31	58	132
調理機能を有する自動販売機	7	2	2	1	－	1	－	1
食 肉 販 売 業	22	6	7	3	3	2	－	1
魚 介 類 販 売 業	45	6	6	4	5	17	2	5
魚 介 類 競 り 売 り 営 業	－	－	－	－	－	－	－	－
集 乳 業	－	－	－	－	－	－	－	－
乳 処 理 業	1	－	－	－	－	－	－	1
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業	－	－	－	－	－	－	－	－
食 肉 処 理 業	9	1	1	2	1	－	－	4
食 品 の 放 射 線 照 射 業	－	－	－	－	－	－	－	－
菓 子 製 造 業	107	24	26	11	8	5	9	24
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業	5	1	－	2	－	－	－	2
乳 製 品 製 造 業	－	－	－	－	－	－	－	－
清 涼 飲 料 水 製 造 業	2	－	－	－	－	－	1	1
食 肉 製 品 製 造 業	－	－	－	－	－	－	－	－
水 産 製 品 製 造 業	10	2	－	－	－	3	3	2
氷 雪 製 造 業	－	－	－	－	－	－	－	－
液 卵 製 造 業	1	1	－	－	－	－	－	－
食 用 油 脂 製 造 業	－	－	－	－	－	－	－	－
み そ 又 は し ょ う ゆ 製 造 業	4	2	－	－	－	－	－	2
酒 類 製 造 業	4	－	－	－	1	－	－	3
豆 腐 製 造 業	2	1	－	－	－	－	1	－
納 豆 製 造 業	－	－	－	－	－	－	－	－
麺 類 製 造 業	6	1	1	－	－	－	1	3
そ う ざ い 製 造 業	43	13	3	5	3	4	7	8
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業	－	－	－	－	－	－	－	－
冷 凍 食 品 製 造 業	1	－	－	1	－	－	－	－
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業	－	－	－	－	－	－	－	－
漬 物 製 造 業	16	7	1	－	1	－	4	3
密 封 包 装 食 品 製 造 業	3	2	－	－	1	－	－	－
食 品 の 小 分 け 業	－	－	－	－	－	－	－	－
添 加 物 製 造 業	－	－	－	－	－	－	－	－

ウ 改正食品衛生法に基づく届出を要する施設数

(令和6年3月31日現在)

区 分		総 数	安芸 高田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安芸 太田 町	北 広 島 町
計		1,090	233	234	126	87	83	107	220
旧許可業種であつた営業	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	16	2	3	1	1	5	2	2
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	54	8	12	8	5	3	7	11
	乳 類 販 売 業	124	27	32	14	10	15	10	16
	氷 雪 販 売 業	1	－	－	－	－	－	－	1
	コ ッ プ 式 自 動 販 売 機 (自 動 洗 浄 ・ 屋 内 設 置)	108	20	50	16	3	10	4	5
販売業	弁 当 販 売 業	10	3	1	1	1	1	1	2
	野 菜 果 物 販 売 業	36	5	8	6	2	1	5	9
	米 穀 類 販 売 業	17	6	－	2	3	－	1	5
	通 信 販 売 ・ 訪 問 販 売 に よ る 販 売 業	7	3	1	1	－	－	1	1
	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア	75	15	18	12	10	6	4	10
	百 貨 店 ・ 総 合 ス ー パ ー	40	8	10	7	8	3	2	2
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	59	12	14	12	5	8	1	7
	そ の 他 の 食 料 ・ 飲 料 販 売 業	203	37	60	23	16	14	18	35
製造・加工業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	1	－	－	－	－	1	－	－
	い わ ゆ る 健 康 食 品 の 製 造 ・ 加 工 業	4	1	－	－	－	－	1	2
	コーヒ－製造・加工業(飲料の製造を除く。)	17	2	5	1	3	2	1	3
	農 産 保 存 食 料 品 製 造 ・ 加 工 業	79	22	3	2	6	1	16	29
	調 味 料 製 造 ・ 加 工 業	23	6	－	1	3	1	4	8
	糖 類 製 造 ・ 加 工 業	－	－	－	－	－	－	－	－
	精 穀 ・ 製 粉 業	19	7	1	－	1	1	4	5
	製 茶 業	42	12	1	1	1	－	8	19
	海 藻 製 造 ・ 加 工 業	6	－	－	3	－	－	2	1
	卵 選 別 包 装 業	3	1	－	－	－	－	－	2
	そ の 他 の 食 料 品 製 造 ・ 加 工 業	63	19	3	2	1	3	9	26
上記以外のもの(改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。)	行 商	5	－	2	－	－	1	1	1
	集 団 給 食 施 設	71	17	9	12	8	7	5	13
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	6	－	1	1	－	－	－	4
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないものの	－	－	－	－	－	－	－	－
	そ の 他	1	－	－	－	－	－	－	1

エ 旧食品関係条例対象施設数

(令和6年3月31日現在)

区 分		総 数	安芸 高田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安芸 太田 町	北 広 島 町
計		45	11	8	3	2	4	6	11
加工水産物販売業		41	10	8	3	1	3	6	10
加工水産物製造業		4	1	－	－	1	1	－	1
魚介類等行商業		－	－	－	－	－	－	－	－
かき作業場	一 類	－	－	－	－	－	－	－	－
	二 類	－	－	－	－	－	－	－	－

(2)食品衛生監視指導計画及び実施状況

(令和5年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食 品 製 造 業	広域流通食品	24	96	2,300
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品、液卵等)			
		乳幼児、高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲 食 店 営 業	大量調理施設	4	16	
	集 団 給 食	大量調理施設	18	72	
3回	食 品 製 造 業	県特産品(かきのむき身を扱う施設)	14	42	
		規格基準のある食品(魚肉練り製品、清涼飲料水等)	14	42	
2回	食 品 製 造 業	日配食品(めん類、豆腐、納豆等)	31	62	
1回	食 品 製 造 業	上記以外の製造業	278	278	
	集 団 給 食	学校、病院、社会福祉施設(大量調理施設以外)	66	66	
	飲 食 店 営 業	一般食堂、仕出し弁当、旅館(大量調理施設以外)	951	951	
	食 品 販 売 業	食肉、魚介類(届出業種を除く)	152	152	
	そ の 他	前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く)	－	－	
1回／2年	上 記 以 外		463	232	
1回／3年	上 記 以 外		－	－	
1回／4年	上 記 以 外		1	0	
1回／5年	上 記 以 外		1,080	216	
随時	器具又は容器包装製造施設		－	－	
合 計			3,096	2,225	2,300

※ 対象要件については、必要に応じ各所で記載している。

(3) 食品衛生監視指導状況

ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設に対する監視指導状況

(令和5年度)

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		1,311	223	－
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	380	51	－
	仕出し・弁当	176	43	－
	旅館	27	14	－
	その他	218	10	－
菓子（パンを含む）製造業		101	19	－
乳 処 理 業		－	－	－
特別牛乳搾取処理業		－	－	－
乳 製 品 製 造 業		1	1	－
集 乳 業		－	－	－
魚 介 類 販 売 業		79	25	－
魚 介 類 競 り 売 り 営 業		1	－	－
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業		－	－	－
食品の冷凍または冷蔵業		8	2	－
缶詰又は瓶詰食品製造業 （上記および下記以外）		－	－	－
喫 茶 店 営 業		207	－	－
あ ん 類 製 造 業		1	2	－
アイスクリーム類製造業		1	3	－
食 肉 処 理 業		10	14	－
食 肉 販 売 業		28	14	－
食 肉 製 品 製 造 業		1	1	－
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業		1	1	－
食 用 油 脂 製 造 業		－	－	－
マーガリン又はショートニング製造業		－	－	－
み そ 製 造 業		4	1	－
し ょ う 油 製 造 業		2	7	－
ソ ー ス 類 製 造 業		3	－	－
酒 類 製 造 業		9	3	－
豆 腐 製 造 業		6	1	－
納 豆 製 造 業		－	－	－
め ん 類 製 造 業		3	1	－
総 菜 製 造 業		36	3	－
添加物（法第13条第1項の規定により 規格が定められたものに限る）製造業		2	1	－
食 品 の 放 射 線 照 射 業		－	－	－
清 涼 飲 料 水 製 造 業		5	6	－
氷 雪 製 造 業		1	－	－

(注)施設数は、令和5年3月31日現在です。

イ 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設に対する監視指導状況

(令和5年度)

区 分	施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計	720	750	－
飲 食 店 営 業	517	408	－
調理機能を有する自動販売機	4	3	－
食 肉 販 売 業	21	26	－
魚 介 類 販 売 業	33	113	－
魚 介 類 競 り 売 り 営 業	－	－	－
集 乳 業	－	－	－
乳 処 理 業	1	10	－
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業	－	－	－
食 肉 処 理 業	6	11	－
食 品 の 放 射 線 照 射 業	－	－	－
菓 子 製 造 業	74	76	－
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業	3	13	－
乳 製 品 製 造 業	－	－	－
清 涼 飲 料 水 製 造 業	－	4	－
食 肉 製 品 製 造 業	－	－	－
水 産 製 品 製 造 業	7	27	－
氷 雪 製 造 業	－	－	－
液 卵 製 造 業	1	－	－
食 用 油 脂 製 造 業	－	－	－
み そ 又 は し ょ う ゆ 製 造 業	4	5	－
酒 類 製 造 業	2	4	－
豆 腐 製 造 業	1	2	－
納 豆 製 造 業	－	－	－
麺 類 製 造 業	5	9	－
そ う ざ い 製 造 業	29	26	－
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業	－	－	－
冷 凍 食 品 製 造 業	－	－	－
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業	－	－	－
漬 物 製 造 業	10	8	－
密 封 包 装 食 品 製 造 業	2	5	－
食 品 の 小 分 け 業	－	－	－
添 加 物 製 造 業	－	－	－

ウ 改正食品衛生法に基づく届出を要する施設に対する監視指導状況

(令和5年度)

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		997	1,262	1
旧許可業種であつた営業	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	18	107	-
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	68	110	-
	乳 類 販 売 業	153	170	-
	氷 雪 販 売 業	1	-	-
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	80	5	-
販売業	弁 当 販 売 業	7	163	-
	野 菜 果 物 販 売 業	32	180	-
	米 穀 類 販 売 業	14	124	-
	通 信 販 売 ・ 訪 問 販 売 に よ る 販 売 業	7	1	-
	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア	60	24	-
	百 貨 店 、 総 合 ス ー パ ー	41	161	-
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	45	-	-
	そ の 他 の 食 料 ・ 飲 料 販 売 業	174	137	-
製造・加工業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	1	-	-
	いわゆる健康食品の製造・加工業	4	-	-
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	12	-	-
	農産保存食料品製造・加工業	64	5	-
	調味料製造・加工業	20	2	-
	糖 類 製 造 ・ 加 工 業	-	-	-
	精 穀 ・ 製 粉 業	16	2	-
	製 茶 業	39	-	-
	海 藻 製 造 ・ 加 工 業	4	2	-
	卵 選 別 包 装 業	3	2	-
	そ の 他 の 食 料 品 製 造 ・ 加 工 業	56	3	-
上記改正後の法の第6条第3項において準用されるもの	行 商	4	1	-
	集 団 給 食 施 設	67	63	1
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	6	-	-
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	-	-	-
	そ の 他	1	-	-

エ 旧食品関係条例対象施設に対する監視指導状況

(令和5年度)

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		68	65	－
加工水産物販売業		57	38	－
加工水産物製造業		6	7	－
魚介類等行商業		0	－	－
かき作業場	一類	4	19	－
	二類	1	1	－

(注)施設数は、令和6年3月31日現在です。

(4) 食品収去検査状況

(令和5年度)

区 分			収去試験検体数	不良検体数	不良理由
総 数			361	－	
食 品	小 計		344	－	
	魚 介 類		48	－	
	冷凍食品	無 加 熱 摂 取 冷 凍 食 品	－	－	
		凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	－	－	
		凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	5	－	
		生 食 用 冷 凍 鮮 魚 介 類	－	－	
	魚介類加工品（缶詰・瓶詰を除く）		－	－	
	肉卵類及びその加工品（缶詰・瓶詰を除く）		17	－	
	乳 製 品		6	－	
	乳類加工品（アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む）		1	－	
	ア イ ス ク リ ー ム 類 ・ 氷 菓		5	－	
	穀類及びその加工品（缶詰・瓶詰を除く）		11	－	
	野菜類・果物及びその加工品（缶詰・瓶詰を除く）		93	－	
	菓 子 類		15	－	
	清 涼 飲 料 水		24	－	
	酒 精 飲 料		－	－	
	氷 雪		－	－	
	水		2	－	
	缶 詰 ・ 瓶 詰 食 品		－	－	
	そ の 他 の 食 品		117	－	
	添 加 物 及 び そ の 製 剤		－	－	
	器 具 及 び 容 器 包 装		－	－	
	お も ち や		－	－	
	洗 浄 剤		－	－	
乳	小 計		17	－	
	生 乳		－	－	
	牛 乳		17	－	
	低 脂 肪 牛 乳		－	－	
	加 工 乳		－	－	
	そ の 他 の 乳		－	－	

(5) 集団食中毒発生状況

No	発生年月日	発生場所	喫食者数	有症者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設	喫食場所	事件の概要
1	1月2日	安芸郡坂町	28	17	0	ほたてのすり身、 うなぎ蒲焼	サルモネラ属菌	事業所	事業所	当該施設が提供した給食を喫食した17名が発症

(注)集団食中毒:有症者数が6名以上の食中毒

生活衛生対策等

狂犬病予防業務の状況

(令和5年度)

区分	総 数	安芸 高田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安芸 太田 町	北 広 島 町
登録頭数	7,990 (573)	1,656 (175)	1,848 (124)	1,129 (77)	1,218 (70)	545 (30)	288 (17)	1,306 (80)
予防注射頭数	6,055	1,142	1,434	1,019	985	444	90	941

(注) 登録は、平成7年度から生涯1回実施。下段()内は、新規登録頭数です。

薬事対策

(1) 薬事監視指導状況

(令和5年度)

区 分		施 設 数								立入 検査 件数	監視 指導 率 (%)
		総 数	安芸 高田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安芸 太田 町	北 広 島 町		
計		713	124	199	141	75	67	29	78	175	24.5
薬 局		89	15	33	17	8	4	5	7	65	73.0
(うち健康サポート薬局)		(2)	(1)	(-)	(-)	(1)	(-)	(-)	(-)	(1)	(50.0)
地 域 連 携 薬 局		4	1	2	1	-	-	-	-	1	25.0
専 門 医 療 機 関 連 携 薬 局		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
薬局製造販売業(薬局製造業)		6	1	3	-	-	1	-	1	3	50.0
医 薬 品 販 売 業	小 計	49	10	9	7	6	7	4	6	31	63.3
	店 舗 販 売 業	38	6	8	6	6	5	4	3	29	76.3
	卸 売 販 売 業	9	4	1	1	-	2	-	1	2	22.2
	薬 種 商 販 売 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	特例販売業										
	一 般	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-
	駅 構 内 売 店	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高 度 管 理 医 療 機 器 等 の 販 売 業 ・ 貸 与 業		97	15	28	19	6	8	5	16	60	61.9
管 理 医 療 機 器 販 売 業 ・ 貸 与 業		468	82	124	97	55	47	15	48	15	3.2
再 生 医 療 等 製 品 販 売 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 施設数は、令和6年3月31日現在です。

(2)毒劇物監視指導状況

(令和5年度)

区 分		施 設 数								立入 検査 件数	監視 指導 率 (%)
		総 数	安芸 高田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安芸 太田 町	北 広 島 町		
計		90	22	13	15	8	10	5	17	48	53.3
製 造 業		4	1	-	1	-	2	-	-	3	75.0
輸 入 業		1	-	-	1	-	-	-	-	1	100.0
販 売 業	小 計	83	20	13	13	7	8	5	17	44	53.0
	一 般	53	10	12	12	4	8	1	6	37	69.8
	農 業 用 品 目	30	10	1	1	3	-	4	11	7	23.3
	特 定 品 目	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
業 務 上 取 扱 者	小 計	2	1	-	-	1	-	-	-	-	-
	電 気 め っ き 事 業	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	金 属 熱 処 理 事 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	毒 物 劇 物 運 送 事 業	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	し ろ あ り 防 除 事 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特定毒物研究者		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 施設数は、令和6年3月31日現在です。

(3) 麻薬・覚醒剤立入検査状況

(令和5年度)

区 分		施 設 数 等								立入 検査 件数	監視 指導 率 (%)
		総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町		
計		883	162	276	181	82	47	41	94	250	28.3
麻 薬	小 計	154	28	55	28	10	9	9	15	79	51.3
	家庭麻薬製造業者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸 売 業 者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小 売 業 者	76	14	28	14	7	2	4	7	59	77.6
	病 院	11	2	1	2	—	1	1	4	13	118.2
	一 般 診 療 所	57	10	22	10	3	6	3	3	6	10.5
	歯 科 診 療 所	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—
	飼育動物診療施設	7	—	4	1	—	—	1	1	1	14.3
	研 究 者	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—
大 麻	研 究 者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
向 精 神 薬	小 計	368	68	111	77	36	20	16	40	86	23.4
	卸 売 業 者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	免許みなし卸売販売業者	9	4	1	1	—	2	—	1	1	11.1
	免許みなし薬局	89	15	33	17	8	4	5	7	64	71.9
	小 売 業 者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	病 院	11	1	2	2	—	1	1	4	14	127.3
	一 般 診 療 所	147	27	42	35	15	10	5	13	6	4.1
	歯 科 診 療 所	94	17	28	19	13	3	4	10	—	—
	飼育動物診療施設	17	3	5	3	—	—	1	5	1	5.9
	試 験 研 究 施 設	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—
覚 醒 剤	小 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	施 用 機 関	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	研 究 者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
覚 醒 剤 原 料	小 計	361	66	110	76	36	18	16	39	85	23.5
	取 扱 者	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—
	薬 局	89	15	33	17	8	4	5	7	64	71.9
	病 院 ・ 診 療 所	252	45	72	56	28	14	10	27	20	7.9
	飼育動物診療施設	17	3	5	3	—	—	1	5	1	5.9
	研 究 者	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—

(注1) 施設数は、令和5年12月31日現在です。

(注2) 研究者にあっては、人員数です。

(注3) 「免許みなし卸売販売業者」とは、医薬品の卸売販売業の許可を受けた者であって、向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされた者のことです。
「免許みなし薬局」とは、薬局開設の許可を受けた者であって、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者のことです。



「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

今日、薬物乱用問題は全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、あらゆる社会組織や国の安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっている。

国連では、地球規模で拡大する薬物乱用問題の解決に取り組むために、6月26日を「国際麻薬乱用撲滅デー」と定め、加盟国が一体となって薬物乱用の根絶を目指すこととなったところである。

本運動は、国内における薬物乱用防止活動において、官民一体となり、国民一人一人の薬物乱用問題に関する認識を高めるとともに、国連総会決議に基づく「6. 26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図ることにより、内外における薬物乱用防止に資することを目的として行う。

(4) 医薬品収去検査状況

(令和5年度)

区 分		収去検体件数	不適件数	不適理由
崩壊試験				
定 量 試 験	イブプロフェン	1	-	

(5) 家庭用品の試買検査状況

(令和5年度)

検査項目	試験検査数	不適件数
事務を所管していない。		

(注) 権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載していない。

(6) 献血状況

(令和5年度)

区 分		総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
受 付 者 数		5,452	480	1,761	911	300	846	215	939
献 血 者	計	4,869	422	1,603	815	253	749	178	849
	200mL	30	—	—	15	—	2	9	4
	400mL	4,839	422	1,603	800	253	747	169	845

(注) 献血ルームでの数値は含んでいない。



(7) 温泉監視指導状況

(令和5年度)

区 分		施 設 数											立入 検査 件数	監視 指導 率 (%)
		総 数												
計		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
温 泉	源 泉	—												—
	利 用 施 設	—												—

(注1) 施設数は、令和6年3月31日現在です。

(注2) 権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載していない。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況

(令和6年3月31日現在)

区 分		工場・事業者等数	施 設 数	届出等受理件数	立入検査延件数	改 善 命 令 等 件 数		
						行 政 指 導	改 善 命 令	一 時 停 止
ばい煙	計	156	280	17	(10) 5	-	-	-
	法による届出	145	247	15	(6) 4	-	-	-
	条例による届出	11	33	2	(4) 1	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	計	1	1	-	(-) -	-	-	-
	法による届出	1	1	-	(-) -	-	-	-
一般粉じん	計	82	400	8	(93) 13	-	-	-
	法による届出	23	193	2	(71) 6	-	-	-
	条例による届出	59	207	6	(22) 7	-	-	-
特定粉じん	計			1,160	(29) 29	5	-	-
	事前調査結果報告			1,150	(-)	-		
	排出等作業届出			10	(29) 29	5	-	-
水銀	計	6	9	1	(2) 1	-	-	-
	法による届出	6	9	1	2	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	8	11	-	(3) 3	-	-	-
水質汚濁	計	844		97	69	10	-	-
	法による届出	773		85	69	10	-	-
	条例による届出	71		12	-	-	-	-
	法による許可	15		7	7	1	-	-

(注1)ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん及び水銀の立入検査の()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものです。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいます。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和5年度の状況です。

(注4)事前調査結果報告の行政指導は、未報告に対するものです。

(2) 土壌汚染対策の状況

(令和6年3月31日現在)

区 分		許 可 数 (総 数)	新規(変更) 許 可 数	届出(申請)等 受 理 件 数	立 入 検 査 延 件 数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行 政 指 導 件 数
土壌汚染対策	計	-	-	30	5	-	-
	汚染土壌処理業	-	-	-	-	-	-
	法による届出			28	4	-	-
	法による申請			1	1		
	条例による報告			1	-	-	-

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和5年度の状況です。

(3) フロン排出抑制法 登録事業者登録状況

(令和6年3月31日現在)

区 分	登 録 数	新 規 登 録 数	立入検査延件数	改善命令等件数	
				行政指導	改善命令
第一種フロン類充填回収業事業者数	379	39	30	23	-

(注) 新規登録数から改善命令等件数は、令和5年度の状況です。

(4) 公害苦情事案の取扱状況

(令和5年度)

区 分	総 件 数	内 訳		事 案 別							内 訳	
		前年度から の繰越分	本 年 度 発 生 分	ば い 煙 (カスを含む)	粉 じ ん	水 質 汚 濁	騒 音 振 動	廃 棄 物	悪 臭	そ の 他		
計	65	-	65	1	-	7	1	54	2	-		
	(調査指導延件数)	(-)	(65)	(1)	(-)	(2)	(1)	(54)	(2)	(-)		
処 理 済	65	-	65	1	-	7	1	54	2	-		
翌年度へ繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

(注1)処理済とは、加害行為又は被害の原因がなくなった等、翌年度へ解決等を繰り越した以外の場合です。

(注2)他機関に指導等を移送した件数は含んでいない。

(注3)水質汚濁には、水質汚染事故を含んでいる。

(5) 水質事故事案の取扱状況

(令和5年度)

区 分	総 件 数	内 訳	
		現 場 調 査	そ の 他
対 応 件 数	15	3	12

(注1)実際に河川等公共用水域に流出しなかったものも含んでいる。

(注2)その他の欄は、電話対応など、現場調査以外の対応件数です。

(6) 大気汚染測定項目(常設)一覧表

(令和6年3月31日現在)

項 目	市 町	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
硫 黄 酸 化 物		5		1	1		3		
		(1)			(1)				
	うち簡易測定法	5		1	1		3		
窒 素 酸 化 物		7		1	1	2	3		
		(1)			(1)				
	うち簡易測定法	7		1	1	2	3		
一 酸 化 炭 素		—							
		(—)							
光 化 学 オ キ シ ダ ン ト		3		1	1				1
		(2)			(1)				(1)
浮 遊 粒 子 状 物 質		3		1	1				1
		(2)			(1)				(1)
微 小 粒 子 状 物 質		1							1
		(1)							(1)
炭 化 水 素		1			1				
		(1)			(1)				
降 下 ば い じ ん		4			1		3		
		(—)							
浮 遊 粉 じ ん		—							
		(—)							
風 向 速		2			1				1
		(2)			(1)				(1)
温 度		—							
		(—)							
日 射 量		—							
		(—)							

(注) 下段()内は、県有施設の再掲している。

光化学オキシダントに係る緊急時措置

光化学オキシダントに係る緊急時発令状況

(令和5年度)

区 分	総件数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
情 報	広島	—	—	—	—	—	—	—
	可部	—	—	—	—	—	—	—
	海田	—	—	—	—	—	—	—
	芸北	—	—	—	—	—	—	—
注 意 報	広島	—	—	—	—	—	—	—
	可部	—	—	—	—	—	—	—
	海田	—	—	—	—	—	—	—
	芸北	—	—	—	—	—	—	—

(注) 区分の右欄は緊急時発令した地域名です。

緊急時発令基準及び措置

区分	発令基準	措 置
情 報	1時間値が0.10ppm以上	排出ガス量等を20％以上減少することについて協力を求める。等
注 意 報	1時間値が0.12ppm以上	排出ガス量等を20％以上減少するよう協力を要請する。等

(7) 環境調査の実施状況

(令和5年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚 濁	(河 湖 沼 を 含 む)	日浦橋(瀬野川)	12回
		川角大橋(二河川)	
		鱒溜貯水池流入前(太田川)	
		長淵橋(太田川)	
		天神橋(太田川)	
		丁川(太田川)	
		澄合橋(太田川)	
		見坂川下流(太田川)	
		壬生(江の川)	
		志路原川(江の川)	
		亀尻橋(江の川)	
		多治比川 (江の川)	
		本村川(江の川)	
		生田川(江の川)	
	海 域	—	—
	海 水 浴 場	ベイスайдビーチ坂	2回
	地 下 水	個人宅(安芸高田市1箇所、府中町1箇所、海田町1箇所)	3回
	環 境 ホ ル モ ン 調 査	日浦橋(瀬野川)	1回
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	—	—
	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査	幹線道路:海田町(国道2号線)	1回
		工業地域:北広島町(2地点)	1回
	酸 性 雨	—	—
	そ の 他	—	—
騒 音 調 査		—	—
土 壌 汚 染		—	—
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	海田町	2回
	水 質	—	—
	底 質	—	—
	土 壌	安芸高田市	1回

廃棄物対策

(1) 一般廃棄物処理施設等立入検査状況

(令和6年3月31日現在)

区 分		総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町
し尿処理施設	施設数	1	-	-	-	-	1	-	-
	立入検査件数	1	-	-	-	-	1	-	-
ごみ処理施設	施設数	5	-	-	-	4	1	-	-
	立入検査件数	5	-	-	-	4	1	-	-
一般廃棄物最終処分場	施設数	-	-	-	-	-	-	-	-
	立入検査件数	-	-	-	-	-	-	-	-
公共下水道終末処理場	施設数	12	4	-	-	-	-	5	3
	立入検査件数	11	3	-	-	-	-	5	3
有害使用済機器保管等事業場	施設数	-	-	-	-	-	-	-	-
	立入検査件数	-	-	-	-	-	-	-	-
浄化槽保守点検業者	事業者数	10	3	4	-	-	-	1	2
	立入検査件数	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)立入検査件数は、令和5年度の状況です。



(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況

(令和6年3月31日現在)

区 分		許可 件数	うち 優良 認定	新規 許可	更新 許可	変更 許可	変更 届	うち 全部 廃止	失効	再 交付	移 管	
											管 轄 内 へ (増)	管 轄 外 へ (減)
総 数 (a + b)		296	15	10	52	3	225	7	5	-	-	1
A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	248	9	10	39	3	192	6	5	-	-	1
	うち積替え保管を含むもの('a)	40	8	-	8	1	64	2	-	-	-	-
B	処分業 (b ; b = c + d + e)	48	6	-	13	-	33	1	-	-	-	-
	中間処理業(c)	46	6	-	12	-	32	1	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	2	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
小計 (a + b)		271	9	8	44	3	196	6	5	-	-	1
産業 廃棄物 A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	226	5	8	33	3	166	5	5	-	-	1
	うち積替え保管を含むもの('a)	32	5	-	5	1	53	2	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	45	4	-	11	-	30	1	-	-	-	-
	中間処理業(c)	43	4	-	10	-	29	1	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	2	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
小計 (a + b)		25	6	2	8	-	29	1	-	-	-	-
特別 管理 産業 廃棄物 B	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	22	4	2	6	-	26	1	-	-	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	8	3	-	3	-	11	-	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	3	2	-	2	-	3	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	3	2	-	2	-	3	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上している。
- 2 令和5年度末時点の所管業者の許可件数及び令和5年度に許可した各種許可件数等を記入している。
- 3 令和5年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上している。
- 4 令和5年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上している。
- 5 令和5年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上している。
- 6 令和5年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上している。

(3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況

(令和6年3月31日現在)

区 分	登録・許可 業 者 数	新規登録・許 可件数	更新許可件数	変更許可件数	届 出 受 理 件 数	
					廃止	その他
引 取 業	32	2	5		-	6
フロン類回収業	18	2	2		-	3
解 体 業	6	-	-		-	-
破 碎 業	3	-	-	-	-	-
合 計	59	4	7	-	-	9

(注1)登録・許可数は、事業者数です。

(注2)新規登録・許可件数から届出受理件数は、令和5年度の状況です。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等

(令和6年3月31日現在)

令和6年3月31日現在

区分			施設数				新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け 許可及び 合併・分割認可 件数		届出等受理件数				定期検査	
													廃止		その他			
			事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	
施設数合計			51	1	50	-	1	-	-	1	-	-	-	-	34	-	-	
中間 処理 施設 数	小計		48	1	47	-	1	-	-	1	-	-	-	-	32	-	-	
	汚泥	脱水	2	-	2	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	
		乾燥	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	
		天日乾燥	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	
		焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	
	廃油	油水分離	2	-	2	/	-	-	-	-	-	-	-	-	2	/	/	
		焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	
	廃酸・ 廃アルカリ	中和	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/		
	廃プラスチック類	破碎	7	-	7	/	-	-	-	1	-	-	-	-	1	/	/	
		焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	
	木くず・ がれき類	破碎	29	1	28	/	1	-	-	-	-	-	-	-	17	/	/	
	木くず・ その他	焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	
	その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
最終 処分 場	小計		3	-	3	/	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-		
	安定型	2	-	2	/	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-		
	管理型	1	-	1	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
PCB廃棄物保管事業所			-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	43	/	/		
産業廃棄物事業場外保管届			-	-	/	/	/	/	/	/	/	-	/	-	/	/		
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者			-	-	/	/	-	/	/	/	/	-	/	-	/	/		

(注1)施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分している。

(注2)新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和5年度の状況です。

(注3)PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数です。

(注4)2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上している。

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況

(令和5年度)

事業 番号		調 査				件 数			指 導				内 容	
		実施事 業所数	調 査	等 延 べ 件 数		分析検体数	命令	警告	勧告	報告 徴収	注意指 導票	指導 事項数	指導事項数 のうち改善 された件数	指導事項数 のうち指導 中の件数
				うち中間 処理施設	うち埋立 処分場									
1	有害物質排出事業所立入検査													
2	公害防止協定事業所立入検査													
3	産業廃棄物処理業立入検査	64	103	35	7	4	1			5	7	11	9	2
4	産業廃棄物埋立処分場	2	4		4	2			1			1	1	
	立入検査	3	7		7	4				1	1	2	2	
5	建設業立入検査	95												
6	県外産業事前協議確認立入検査	7	18	14	4									
7	医療廃棄物排出事業所立入検査	12	12								1	1	1	
8	P C B廃棄物保管事業所立入検査	6	14						4	1		3	2	1
9	焼却施設立入検査	1	3	3		1								
10	産業廃棄物運搬車両検査（回数・台数）	2回	13台					2		2	3	4	2	2
11	不法投棄等監視ランドパトロール（回数・件数）	3回	17件											
12	不法投棄等監視スカイパトロール（回数・件数）	1回	1件											
13	不法投棄等監視シーパトロール（回数・件数）	-回	-件											
14	スカイ・シーパトロールのフォローアップ調査													
15	産業廃棄物に係る事業	17	25							3	5	8	5	3
	処理立入検査	16	31	8										
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入													
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入	3	4	2	2									
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入													
19	その他事業所立入検査	10	13											
20	自動車リサイクル法関	7	11											
	係立入検査	3	3											
合 計		252	279	62	24	11	-	3	5	1	12	30	22	8

産業廃棄物事業等による立入件数

0件

- (記入要領)
- 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産業処理業に立入り、県外産業事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上している。
 - 2 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したもの、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産業処理業立入検査等に計上している。
 - 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数に記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入している。
 - 4 産業廃棄物事業等による立入件数は、事業等の解決までの一連の立入件数を計上している。事業番号1～19と事業等による立入が重複する場合は、両方に計上している。

(6) 産業廃棄物に係る協議等

【県外産業廃棄物に係る事前協議等】

(令和5年度)

	種類	協議 件数	承認 件数	搬出元都 道府県数	搬出元都道府県名	協議された廃棄物の種類名	県外産業廃棄物 の処分業者名	不承認件数	不承認とした理由
中間 処理	産 廃	487	487	21	愛媛県、山口県、香 川県、京都府、徳島 県、兵庫県、岡山県、 高知県、鳥取県、島 根県、奈良県、大阪 府、三重県、佐賀県、 福岡県、熊本県、和 歌山県、岐阜県、富 山県、滋賀県、長崎 県	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類、ばいじん、建設混合廃棄物	喜楽鉱業(株)、 Okada(株)、(株) 下岡タイヤ産業、 (株)環境開発公 社、 (株)KODAMA、 (有)ゼロエミッシ ョンリサーチ、(株) マルシン、(株)輝 陽、西部環境 (有)、西日本リネ ンサプライ(株)、 殿林物流サービ ス(株)、(株)河本 組	-	
	特 管	318	318	10	愛媛県、山口県、香 川県、徳島県、兵庫 県、岡山県、高知県、 鳥取県、島根県、大 阪府	可燃性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定 有害汚泥、特定有害廃油、感染性廃棄物	喜楽鉱業(株)、 (株)輝陽	-	
	計	805	805	31	計 21 種類			-	
	産 廃	5	5	3	静岡県、岡山県、京 都府	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、がれき類	㈱西部興産	-	
最終 処分	特 管	-	-	-				-	
	計	5	5	3	計 4 種類			-	

(記入要領) 1 令和5年4月1日～令和6年3月31日の間に処理した件数について記入している。
2 県外産廃の処分業者名については、承認に係る処分業者名を全て記入している。
3 不承認とした場合は、その理由を記入している。

【不法投棄等防止連絡協議会の開催状況】

開催年月日	主催者	開催場所	出席機関	参加人数	協議内容
令和5年8月1日	西部厚生環境事務所	広島県廿日市庁舎第2庁舎	広島海上保安部、広島海上保安部岩国海上保安署、林野庁近畿中国森林管理局広島森林管理署、林野庁近畿中国森林管理局広島北部森林管理署、大竹市、廿日市市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、広島東警察署、海田警察署、廿日市警察署、大竹警察署、安芸高田警察署、西部総務事務所、西部農林水産事務所、西部建設事務所、広島港湾振興事務所、産業廃棄物対策課、西部厚生環境事務所、西部厚生環境事務所広島支所	33	1 広島西部地域廃棄物不法投棄防止連絡協議会要綱改正について 2 令和5年度広島西部地域廃棄物不法投棄防止連絡協議会合同パトロール実施要領について 3 令和4年度の取組状況、事案対応状況及び令和5年度の取組状況・予定について 4 不法投棄監視強化対策事業について 5 その他

その他の資料

(1) 管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧

(令和6年4月1日現在)

区 分	名 称	〒	住 所	TEL	団 体 の 種 類 等	
連携のため の め の 団 体	海田地域保健対策協議会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-228-2111	圏域地域保健対策協議会	
	芸北地域保健対策協議会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-228-2111		
	坂町地域保健対策協議会	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜1丁目1-1 坂町保険健康課内	082-820-1504		
	北広島町地域保健対策協議会	731-1595	山県郡北広島町有田1234 北広島町保健課内	0826-72-2111	地域保健対策協議会	
	府中町健康づくり推進協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 府中町健康推進課内	082-286-3258	健康づくり推進協議会	
	熊野町保健福祉推進協議会	731-4292	安芸郡熊野町中溝1丁目1-1 熊野町民生課内	082-820-5605		
	安芸地区歯科衛生連絡協議会	732-0057	広島市東区二葉の里3丁目2-4 安芸歯科医師会事務局内	082-261-1707	歯科衛生連絡協議会	
	安芸高田市歯科衛生連絡協議会	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市健康長寿課内	0826-42-5633		
	山県地区歯科衛生連絡協議会	731-3622	山県郡安芸太田町大字下殿河内236番地 安芸太田町健康福祉課内	0826-72-0853		
	府中町献血推進協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 府中町福祉保健部健康推進課	082-286-3257	献血推進協議会	
	海田町公衆衛生推進協議会	736-0066	安芸郡海田町中店8-33 保健センター2階 住民活動センター	082-823-8503		
	熊野町公衆衛生推進協議会	731-4292	安芸郡熊野町中溝1丁目1-1 熊野町生活環境課	082-820-5606		
	安芸高田市社会福祉協議会	731-0521	安芸高田市吉田町常友1564-2 安芸高田市保健センター内	0826-42-2941	社会福祉協議会	
	府中町社会福祉協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 ふれあい福祉センター内	082-285-7278		
	海田町社会福祉協議会	736-0035	安芸郡海田町日の出町2-35 海田町福祉センター内	082-820-0294		
	熊野町社会福祉協議会	731-4214	安芸郡熊野町中溝1丁目11-1 熊野町中央地域健康センター内	082-855-2855		
	坂町社会福祉協議会	731-4312	安芸郡坂町平成ヶ浜1丁目3-19 平成ヶ浜福祉センター内	082-885-2611		
	安芸太田町社会福祉協議会	731-3702	山県郡安芸太田町大字中筒賀2802-5 安芸太田町筒賀福祉センター内	0826-32-2226		
	北広島町社会福祉協議会	731-2104	山県郡北広島町大朝2513-1 福祉センター内	0826-82-2680		
職能団体	安芸高田市医師会	731-0501	安芸高田市吉田町吉田1010-2	0826-42-4155	医師会	
	安芸地区医師会	736-0043	安芸郡海田町栄町5-13	082-823-4931		
	山県郡医師会	731-1533	山県郡北広島町有田1192 千代田中央病院内	0826-72-7088		
	安芸高田市歯科医師会	731-0523	安芸高田市吉田町山手1217-1 吉村歯科医院方	0826-43-2076	歯科医師会	
	安芸歯科医師会	732-0057	広島市東区二葉の里3丁目2-4 広島県歯科医師会館内	082-261-1707		
	山県郡歯科医師会	731-3664	山県郡安芸太田町上殿字東神田1862-1 戸河内廣安歯科医院方	0826-28-2552		
	広島県薬剤師会三次支部高田ブロック	731-0501	安芸高田市吉田町吉田3782-1 徳山第一薬局内	0826-42-2055	薬剤師会	
	安芸薬剤師会	735-0017	安芸郡府中町青崎南2-1-101	082-282-4440		
	広島市薬剤師会山県支部	732-0057	広島市東区二葉の里3丁目2番1号 広島市薬剤師会事務局	082-506-1255		
	広島県看護協会広島東支部	732-0052	広島市東区光町2-6-34 広弘ビル206号室	082-262-3524	看護協会	
	広島県看護協会広島北支部	731-0223	広島市安佐北区可部南四丁目17-10 明神ビル203号室	082-814-4543		
	広島県栄養士会広島北支部	734-0007	広島市南区皆実町1-6-29 広島県健康福祉センター3階	082-567-4410	栄養士会	
	広島県栄養士会広島中支部	734-0007	広島市南区皆実町1-6-29 広島県健康福祉センター3階	082-567-4410		
	安芸地区地域活動栄養士会	—	—	—		
	団体	広島県歯科衛生士会安芸地区会	732-0057	広島市東区二葉の里3丁目2-2 広島県歯科医師会 5階	082-264-8864	歯科衛生士会
		安芸地区地域歯科衛生士会	—	—	—	
		広島県獣医師会広島北支部	731-3361	広島市安佐北区あさひが丘3-29-8 大田哲夫様方	082-838-3468	獣医師会
		広島県獣医師会安芸支部	739-0323	広島市安芸区中野東4丁目7-39 くろかわ動物病院内	082-554-6161	
		組合同業	安芸郡食品衛生協会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-221-6730
	芸北地域食品衛生協会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-222-1036		

区 分	名 称	〒	住 所	TEL	団 体 の 種 類 等
自	安芸高田市食生活改善推進協議会	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市健康長寿課内	0826-42-5633	食生活改善推進協議会
	府中町食生活改善推進員協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 府中町健康推進課内	082-286-3258	
	海田町食生活改善推進協議会	736-8601	安芸郡海田町南昭和町14-17 海田町健康づくり推進課内	082-823-4418	
	坂町食生活改善推進協議会	731-4314	安芸郡坂町坂西1丁目18-14 坂町立保健センター内	082-885-3131	
	安芸太田町食生活改善推進協議会	731-3501	山県郡安芸太田町大字下殿河内236 安芸太田町保健・医療・福祉統括センター内	0826-22-0196	運動普及推進協議会
	府中町運動普及推進協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 府中町健康推進課内	082-286-3255	
	海田地域公衆衛生推進協議会	730-8631	広島市中区広瀬北町9-1 (一財)広島県環境保健協会内	082-293-1511	地域公衆衛生推進協議会
	芸北地域公衆衛生推進協議会	730-8631	広島市中区広瀬北町9-1 (一財)広島県環境保健協会内	082-293-1511	
主	安芸高田市公衆衛生推進協議会	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市市民生活課内	0826-42-5616	公衆衛生推進協議会
	府中町公衆衛生推進協議会	735-8686	安芸郡府中町大通3丁目5-1 府中町生活環境課内	082-286-3242	
	海田町公衆衛生推進協議会	736-0046	安芸郡海田町窪町3-1 海田町住民活動センター内	082-823-9225	
	熊野町公衆衛生推進協議会	731-4292	安芸郡熊野町中溝1丁目1-1 熊野町生活環境課内	082-820-5606	
	坂町公衆衛生推進協議会	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜1丁目1-1 坂町環境防災課内	082-820-1506	
	安芸太田町公衆衛生推進協議会	731-3810	山県郡安芸太田町大字戸河内784-1 安芸太田町住民生活課内	0826-28-1960	
	北広島町公衆衛生推進協議会	731-1595	山県郡北広島町有田1234 北広島町住民課内	0826-72-0854	
	安芸高田家族会 あきみのり会	731-0306	安芸高田市八千代町向山447 平本和昭様方	0826-52-3525	精神障害者家族会
組	府中町精神障害者家族の会 ふちゅう風の会	735-0006	安芸郡府中町本町3-11-9 WINDえのみや内	082-286-5551	
	北広島町ひまわり家族会	731-1595	山県郡北広島町有田1234 北広島町保健課内	0826-72-0853	
	広島断酒ふたば会吉田・山県支部	731-0521	安芸高田市吉田町常友2499-6 土河様方	0826-43-0513	断酒会
	広島断酒ふたば会安芸支部	736-0014	安芸郡海田町三迫3-7-35-8 桃谷様方	090-6831-0647	
	広島県薬物乱用防止指導員安芸地区協議会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-228-2111	薬物乱用防止指導員協議会
	広島県薬物乱用防止指導員芸北地区協議会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-228-2111	